

長野県行政機構審議会 外郭団体見直し検証専門部会（第4回）議事概要

開催日時 平成19年5月30日（水）13時30分～
開催場所 県庁議会棟401号会議室
出席委員 市川部会長 青木委員 岡村委員 小林委員 沼尾委員
県出席者 浦野総務部長、藤森行政改革課長ほか

1 開 会

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回長野県行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会を開会いたします。本日はおおむね4時終了をめぐりにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

はじめにお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。資料1の下水道公社から資料5の社会福祉事業団まで、5団体の資料がございます。それから本日説明予定の8団体のうち、建築住宅センター、暴力追放県民センター、消防協会の3団体につきましては、個別の資料はございませんので、資料5の後ろに別に参考資料としてお配りしております、改革状況検証シートを参照いただきますようお願いいたします。

議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づき、市川部会長をお願いいたします。それではお願いします。

2 議 事

外郭団体からのヒアリング

（市川部会長）

皆さん、ご苦労様でございます。本日は前回に引き続きまして、各団体の皆様から直接意見を徴するというようになっております。最初にそれぞれの当該団体から説明を受けまして、そのあと、委員の皆様からご質問、意見交換をさせていただきたいと思います。

それではこれから始めさせていただきます。まず下水道公社からお願いいたします。

(1)（財）長野県下水道公社

（長野県下水道公社 栗林俊春）

長野県下水道公社の理事長の栗林俊春でございます。本日の出席者ですが、事務局長の沢戸でございます。管理課長の宮川でございます。技術課長の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

まず、資料1の2枚目についてでございますが、カラーの図をごらんいただきたいと思います。長野県では、大規模な流域下水道の処理場を県内4カ所に設置しているわけでございます。そこでは、私どもなかなかふだん目にはしないんですけれども、関連する15の県下の市町村の

公共下水道で集めた汚水を、微生物等を使ってきれいにして河川に放流をすると、残った汚泥は乾かしたり、あるいは燃やして、そして処理をするという一連の作業をしている施設でございます。もちろん、そこからは管渠が伸びているという施設でございます。そこでの下水道公社の役割をイメージ的にあらわしたものが、ごらんいただいておりますカラーの図でございます。

役割分担でございますが、まず左のページでございますけれども、県が最終的な管理責任を負っているということでございますけれども、この県が負っている責任に基づいて、本来、県が行うべき仕事とされているもの、これが左の半分のページ全体です。このうち、下水道公社が担当をさせていただいております仕事は、赤の点線で囲ってございます。だいぶ広範囲にわたっております。一番左の方に県と表示してございますが、県本体はこのグリーンの部分のうちのいわゆる政策判断、あるいは予算どり、あるいは公社への業務委託というような、そういった事務を行っているところでございます。いわゆる中枢の総括、統括部分を県が担っていると。それに対して公社は、このグリーンの部分のかなりの部分について県を補助したり、あるいは補完をするというふうな役割を負っておりまして、さらに左のページの中ほどにございますのが、黄色とそして白ですね、ここで表示をした部分、この業務は細かくいろいろ書いてございますけれども、要は機械の運転や、あるいは各種試験、水質検査ですとかそういった試験、あるいは薬品に要する、薬品の使用などの具体的な計画を策定をいたしまして、そしてそれぞれ再委託をする内容を決定して、さらにこれらに要する費用を積算いたしまして、右ページにございますが、紫色でありますいくつかの民間の事業者の方々に再委託、あるいは再発注という形でこの任務を遂行しているということでございます。一番下の方にございますが、例えば設備機器の修繕、あるいは更新につきましても、公社におきましては、日常の異常、あるいは劣化の状況を十分判断しながら、その修理計画、更新計画というものもつくりまして、そしてそれに要する費用を見積もって、そして民間の事業者の方々に発注をする、そういった事務まで当公社が行っているわけでございます。いわば企画立案部門までも担当をしているということでございます。

右半分のページは、今、触れましたように、A業者以下Z業者までございますが、たくさんの幅広い業務が、処理場内で日常的に行われているわけでございます。そういった日常的な業務につきましても、民間の事業者の方々に委託、または再発注をして、日常的に処理をしていただいていると。それに対して公社としては監視、あるいは監督をして、そして必要に応じて業者の皆さんに指示を出すと、そういった現場での司令塔の役割も公社は果たしているということでございます。ですから企画立案といった、そういった参謀的な、と言いますか、そういう戦略を練る、戦術を練る、そういう部分と、そして現場で司令をして監視する、監督をすると、そういう部分をあわせもってこの処理場内で公社は働いているということをご理解いただきたいと思います。

改革基本方針の中では、いわゆる評価監視という言葉を使っておりますけれども、その言葉では一言ではくくれない、幅広く奥の深い、しかも重い責任が伴う処理場の根幹的な業務を公社が担っているとご理解をいただきたいと思います。公社はそういう意味で、県と民間事業者との間に立ちまして、民間営利事業者に任せ切ってしまうことが適当でないと考えられる、あるいはそう思われる、そういう業務の分野を担当しておるわけでございます。同時に県本体を、これは身軽にするような、そういう役割も一方では持っておりますので、それゆえに県職員を多く派遣をいただいて、県と二人三脚という体制で、この処理場内での任務を遂行しているということでございます。

図にはございませんけれども、県下の市町村公共下水道、これは現在104の処理場が県下にありますけれども、そのうちの41の処理場につきましては、市町村から公社が受託いたしまして、受託する業務の種類、あるいは範囲にそれぞれ違いがございますけれども、大きな枠組みといたしましては、今、この図で説明した県の流域下水道と同じような枠組みで、市町村からも仕事を公社の方は任されているという形になっておりまして、県民の最も大事なライフラインの一つでございます下水道、そして莫大な投資をした財産、これを県と市町村と一体となってこれまで守ってまいりました。安全、安心、あるいは設備や機械の延命、さらには管理コストの平準化といったようなことを常に公社としては考えながら、県や市町村の下水道管理責任を補完する形で、民間事業者との間に立って管理マネジメントを行っているという、そういう存在でございます。

以上がその図の説明でございます。それをまず念頭に置いていただきまして、3年前にご提示をいただいた改革基本方針でございますけれども、これは資料1の方にございますけれども、左の方にいくつか列がありますけれども、一番左の列のところにそれぞれ改革方針でご提示、あるいは方向づけをいただいたことを文言にして記載してございます。たくさんございますが、一言で言えば、流域処理場の維持管理につきましては、県から直接、先ほどの右ページの民間事業者に発注をして、公社は民間事業者に対する評価監視の仕事に限定をしたらどうかと、こういうご提起だというふうに私どもは理解しております。

公社といたしましては、この改革基本方針に対応いたすべく、その資料1の左から2番目の列にございますが、「改革の実施状況」と書いてございますけれども、このように、さまざまな公社としてのスリム化に向けての改革を実行してまいりました。現在も継続中でございますが、これまでの過程でいくつかのやはり問題点、あるいは課題とっていいかと思っておりますが、その辺が浮き彫りになってまいっております。

まず維持管理費の削減ということを改革基本方針では提示をしていただいておりますけれども、これにつきましては、現在県と一緒に、性能発注というものの試行に取り組んでおります。試行というのはテストですけれども、性能発注というのは、公社から民間事業者に再発注する際に、あらかじめ設定しておいた排水の水質基準などをクリアしさえすれば、あとは内部での業務のやり方につきましては、民間事業者の方々の裁量として大幅に認めていくという、こういう方式でございます。その先には、さらに業務をくくり込んで包括的にして、3年とか、あるいは5年の契約期間を前提にした、そういった包括的民間委託というものもイメージをしております。この試行と検証作業は、先ほど申し上げましたが、県と当公社が県下の4カ所の流域下水道のうち3カ所の処理場において共同でそのテストをしております。まだこのテストは昨年からはまったばかりでございます。一定の結論を出すには時間がかかりそうだという状況でございます。

その一つは、民間に委ねることが可能と見られます業務の範囲につきまして、線引きがなかなか簡単ではないということでございます。ご承知のとおり、処理場は24時間365日、一瞬のその途切れも許されない中で、また絶対に悪質な水は出せない、そういう重い責任を負っているわけでございます。最近特に危機管理部門、安全あるいは安心ということを大変重視する県民意識が大変高まっております。コスト削減とのバランスをどうとるか、その辺で思ったほど民間の事業者の方々にお任せできる範囲は少ないのではないかという、今、検証段階でございますが、そういった段階でございます。他のいわゆる、言葉で言えばハコモノ施設ですね、先ほど図で説明しましたが、そういった異なった役割を持っている下水道処理場というその性格上、今、申し上げ

ました、民間の事業者の方々をお願いするという事務と言いますか、範囲と言いますか、これの線引き、この辺の見きわめはなかなか困難だという段階でございます。

2つ目は、民間事業者に対しましてところの評価や手続の基準がまだ確立されておられません。試行の中で、今、検証中ということでございまして、先ほども触れましたけれども、評価監視という一言で言っても、このことが的確にできるようになるためには、やはり長い現場での経験と、そして幅広い技術、電気や機械やあるいは化学や、そういった分野にわたる幅広い技術部門、そしてやはり先を見て、莫大な投資をした施設整備をできるだけ長持ちをさせて、さらにできるだけきれいな水にして排水しようと、放流しよう、そういう責任感、さらには省エネ、リサイクルといった新しい取り組みなど、そしてまた危機管理、しっかりできることがやはり不可欠だと思っております。改革基本方針は、直接発注ということをおっしゃっていますが、何よりも公社がそういった発注にかかわらないで、監視評価という事務、あるいは業務だけを独立して行使するという事は、大変、実態面からいってもできにくいのではないかと考えております。したがって、そういった評価の手続あるいは基準が、民間事業者に行っていただく作業的な業務を評価検証し、そして必要な指示を出すという、そういう基準が確立されていない今の段階では、公社の業務を評価監視という業務に限定をするのは、いささか無理があるのではないかと公社としては考えております。

3つ目は今後の、これは将来を見た課題でございますけれども、営利最優先にやはりならざるを得ないのが民間事業者でございます。そういった民間事業者の仕事に対しましては、特に下水道処理場につきましては、一層、的確な事前と事後のチェックということが求められるわけでございます。そうしたノウハウにつきましては、現在、先ほど申し上げました性能発注の試行と検証という作業の中で、そして現在お預かりしている県下の流域下水道の処理場の実務を通じて、公社の組織に現在たくわえつつあるという段階でございます。将来包括的な、先ほどの複数年契約を本格実施する場合におきましても、この公社が養ってきた流域処理場の維持管理マネジメントのノウハウ、これを十分活用していただくことが、結局は県民の皆様の利害にかなうのではないかと考えます。公社を流域処理場の現場から引き離していくという方向ではなくて、むしろそれを公社を取り込んで一緒になって活用していくということの方が、現在、既にここまでノウハウをため込んでおりますので、そして組織も確立されておりますので、こういったノウハウ、あるいは人材を活用することの方がかえって早道でありますし、そういう意味では、県民負担というものをトータルで見れば軽く済むのではないかと考えております。

以上のことから、現在の段階で改革基本方針のスケジュールどおりに、終末処理場をすべて県が民間事業者へ直接発注する方式に転換をして、そして県職員を全員一気に公社から引き上げるというふうなスケジュールで進んでしまうと、それは早急過ぎるのではないかと考えております。公社といたしましては、少しとまどいを覚えているとういのが率直なところでございます。当面は県と一体という現在のこの体制を継続させていただいて、その中で表のこの中段にございませうように、公社の自立ができるまでは、民間ノウハウの活用と公社組織のスリム化に向けまして、さらなる改革努力を続けてまいりたいと、そのように考えております。

最後に、公社のノウハウ・人材は、財政的に専門的な人材を長期に確保できない市町村におかれても、公共下水道の処理場の管理や、あるいは管路の仕事を当公社が任されてご信頼をいただいております。今後、施設設備の劣化が進んでまいります。県の流域下水道のみならず、県内下

水道のすべてにこれは言えることだと思いますけれども、普段の維持管理とどこまでそこに目を行き届かせるかといった、そのことによって、将来にわたっての下水道管理のトータルのコストが左右されるのではないかと、そういつても私は過言ではないと思います。利益を最優先させなければいけないのが民間営利事業者の宿命かと思えますけれども、当、私ども下水道公社は将来を見て、今、申し上げましたトータルとしての県民の利益を最優先に考えまして、県と市町村の下水道行政を補完し、そしてまた代行するというのが私どもの使命であると考えています。このことをご理解いただきますようお願いいたしまして、説明にかえさせていただきたいと思いません。どうもありがとうございました。

(市川部会長)

ありがとうございました。では委員各位からご質問等ありましたら、お願いします。

(沼尾委員)

当面、県と一体的にやっていきたいというお話ですが、当面というのは50年ぐらいですか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

それは、県が今現在一生懸命検討されておられますけれども、いろいろな維持管理システム、指定管理者制度もあろうかと思えますし、それから包括的民間委託という形態もあろうかと思えますし、いろいろなことを県本体で検討されておりますけれども、そういったものが一定の方向づけと言いますか、そういう形になれば、私どもとすれば、そういう方向に向けてそれなりの公社としての対応、あるいは組織づくり、そういったことについても、その時点で考えていきたいなと思っております。

(沼尾委員)

では質問を変えます。プロパー職員の育成、あとどのぐらいかかりそうかというお尋ねをさせていただきます。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

これは時間的な限界というのではなくて、やはり常に新しい技術、あるいは新しい発想、そして新しい視点、現場において先輩から手伝えでやはり伝えられていくという、そういうものですので、いつまでという期限はなかなか切れないんですけれども、少なくとも改革基本方針では、平成20年度で県の職員を引き上げるというふうに言われておりますけれども、20年度でそのことを、県の職員の方から全体の維持管理マネジメントというふうな、そういう技と言いますか、技術を引き継ぐのは、ちょっと公社の職員の方では、期間的には短いのかなと思っております。

(沼尾委員)

そうすると、期限はいずれも県の胸先三寸というように受けとらせていただいてよろしいんですか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

もちろん、それは先ほど申し上げましたように・・・

(沼尾委員)

要するに人を育てるといふふうにおっしゃる、これは公社のやはり役割の方が大きいわけでしょう。そうですね。「だから待ってくれ」と言っているわけですから。それでいけば、ちょっと不本意だけれども、県職員の引き上げを行く行くは実施するつもりであるとおっしゃるのであれば、やはりこのぐらいかかるかなというぐらいの見通しはお示しいただいた方が、私どもとしても、うーんというふうな、その思案になるんだと思うんですけども。まだそこら辺は、育成計画というのは、具体的な形になっていないということでございますか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

プログラムとしてはもう進んでいるんですけども、いろいろな資格を複数以上取得するとか、処理場に関係の深い取得をするとか、あるいは積極的に資格まで至らなくても講習会ですとか、研修会に積極的に、公社としてもそれを支援していく、参加をさせて、そしてやるというプログラムは現在進んでおりますので、それはそんなに遠くない、50年とかという先ではなくて、できるだけ早い段階で公社の、県の職員の方々がいなくなった段階でも十分に自立的に物事は判断しながら、業者さんとの間に立って物事を調整できる、そういう能力を養っていきたいと思っています。

(小林委員)

ちょっと確認なんですけど、今回の基本方針は、要は性急過ぎるので、いわゆる状況がそこまで行かないと、なかなか実際には難しいというご主張なのか。例えば実施で生じた問題点というのも、何とかの検証中だとか、未確立だとか、要するにまだわからないからという理由のような気がするんですね。もしそうだとすれば、それは時間を少しくださいという意味なのか、要するに基本的にそのこととは関係なく、下水道公社というのは機能としてどうしても必要なんだと、これにかわりなく必要なんだというご主張なのか、どちらなんですか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

ぜいたくな言い方ですけども、どちらもなんですけれども。というのは、改革基本方針では、「直接すべて県から業者さんの方に、民間事業者の方に直接発注しなさい」と言われているものですから、直接発注の形ですと、公社に残るのは評価監視と言われている部分だけなんです。それが先ほど申し上げましたように、評価監視だけで独立して公社ができないような範囲なものですから、これはやはり直接発注ではなくて、公社というところを通して、そして公社のノウハウを活用しながら民間事業者との間で調整をしていくという、そういう役割を公社は、今までもそうなんですけれども、引き続き持たせていただきたいと、そういうことです。

(小林委員)

では、すみません。そこでまたもう一つご質問なんですけど、今、そうすると、いわゆるノウ

ハウの部分があるというお話なんです。この改革基本方針では、県の方にそれをぜひ持っていきということは、県の中にノウハウを蓄積すればいいではないかということだと思っんですね。それはやっぱり困難ということなんです。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

困難ではないと思います。例えば、足りなければ下水道公社にいる人材を県の方に移行してもそれはできると思いますし、あるいは県という大きな組織の中ですから、ノウハウの蓄積はできると思いますが、ただ大きな時間と、あるいはコストという長期的な視点を考えれば、県本体を肥大させてまでもそういったノウハウを蓄積するよりは、現在ここに存在している下水道公社を活用した方が、相対的には安上がりだと言いますか、県民のご負担は軽くて済むのではないかと思います。

(小林委員)

ちょっとよろしいですか、その辺は結局抽象的な議論なんで、その辺は実際に経済性比較と言っんですか、それはお示しいただけますか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

経済性比較と言うと、公社が中に入らない場合の経費と、それから県本体が直接発注した場合の経費ですか。その比較というのは、それは県の方とちょっとその辺は調整と言いますか、少しやらないと、なかなか明確な数字としてはピタッとは出てこないのかなという感じはしますが。うんとトータルに考えれば、やや中立的かなという気もするんですけども。どちらかにプラスとかマイナスとかというよりか、中立的かなと思っんです。しかし、それは数字としてちょっともう少し検討、そこら辺は。

(小林委員)

そうですね、すみません、お願いします。と言いますのは、今、先ほどの前段のお話のときは、「その方が経済的合理性があるだろう」というお話だったので、そうであれば、その裏づけが必要だと思いますし、ということなんです。お願いします。

(市川部会長)

ほかにいいですか。ではどうぞ。

(岡村委員)

私も小林さんと全く同じことをお聞きしてみようと思っっています。中に公社が介在するよりは、むしろコストが下がるのではないかという感覚的なものを持っていました。それからもう一つ、民間は営利最優先で、したがって管理監督は強化していかなければというような趣旨に聞こえたわけですけども。

民間の方がコスト削減の努力もしますし、そういった仕事をして、受注をしていかなければ自分自身が生きていけないわけですから、よりいい仕事をしていくと思っんです。それよりもむ

しる民間に任せることが心配だというよりも、私は今の県の入札制度そのものに問題があると思うんです。いわゆる自分の適正な利益も確保できないように、ただ見かけの金額だけ低ければそこに落ちていくというようなことではなくて、適正なコストだとか、適正な利益だとかというものを十分踏み込んで確保できるような入札制度に戻していかなければ、これは下水道公社に限らず、すべての事業についてそういうものが生じてくると思うので。この辺については、たまたま下水道公社の団体の皆さんにこんなことを言ってもちょっと筋違いかもしれませんが、入札制度そのものを抜本的にメスを入れる必要があると。

(青木委員)

すみません。資料1の一番下のところに、市町村からの受託のことが書いてありますけれども。下水道公社で市町村から受託されているというのは、全体の何%ぐらいになるのでしょうか。

それともう1点、104の処理場が県内にあって、そのうちの41の処理場を公社さんで管理されているということで、残る処理場というのは、多分、市町村が直接民間委託なりしているわけですよ。さっき、確かに公社さんのノウハウがあって、公社さんを経由した方がいいということがあると思うんですけれども。それ市町村のそういうところと比べると、何か県の流域下水道だから、大きいからそういうことが言えるのでしょうか。104のうち41だから、残る処理場は直接民間委託していると思うんですけれども。その辺のところは、そういうところはできて、何でこちらはできないのかなというのは、それはどうなんでしょうか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

おっしゃるように、104のうち41ですから、過半数に満たない処理場が公社のかかわりがある部分でございます。あとは直接、やはり民間の事業者の方に委託をされているというのが実際でございます。

ただそれはそれぞれ市町村のご判断が入っておりまして、コスト的な部分をできるだけ圧縮したいということをまず最優先に考える場合には、どうしても公社というものからは遠ざかってしまうだろうと。公社はやはり安心、安定ということを最優先にして、その部分を、そういったノウハウの部分各市町村の方から受託をされまして、そして提供しているということですので、これはちょっと語弊があるかもしれませんが、安心、安定を最優先的に考えるのか、とりあえずとにかくコスト削減を考えるのかということと、それから市町村の中には、大変長野市さんとか松本市さんですとか、大きな処理場があって、しかもスタッフも市町村本体に相当に備わっている、そういうところにつきましては、当然ながら公社というもののノウハウを借りなくても、用いなくても、直接しっかりした管理責任を果たしていただいているというものでございますので、そういったことですべてということではないと理解をしております。

(青木委員)

もう1点。市町村から受託されているというのは、公社の営業の中でいくと、何%ぐらいを占めているんですか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

公社全体の金額の40億円のうち7億8,000万円で20%です。

(小林委員)

指定管理者の件でお伺いしたいんですが、この間のご説明では、全国的には、下水道についてはあまり例がないということなんですが、これは始まったばかりなので事例がないことだと思うんです。私は今後変わっていくだろうと思うんですが。

この(資料1の2ページの)色刷りの図で、もし指定管理者制度になったとすると、どこからの業務がそこになるのでしょうか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

これは一つのイメージで申し上げますが、指定管理者制度になれば、この左側のページの黄色の部分、この部分のうちのさらにある程度精査がされる、今、性能発注という形で試行していますけれども、ある程度精査がされてくるのかなと。ですからこの部分、いわゆる先ほど一番最初、冒頭に申しました作戦、戦略、戦術を練る部分、そして業者さんに発注する、その指令の部分ですね、そういう企画立案、そして指令といった、そういった部分はやはりこれはいわゆる公の施設ですので、行政行為と言いますか、そういった部分ではないんですが、それに準ずるぐらいの根幹的な業務だというふうに考えますので、この辺が指定管理者の制度に仮に移行していけば、公社がさせていただける範囲だろうと。ですから完全にこの右側の紫色の部分は、これは民間事業者で競争をしていただく部分だと思います。

(小林委員)

すみません、私もちょっと先ほどの異論がちょっとあります、民の関係で。僕は官の方が安心で民の方が心配だというのは、これはちょっと実際に、今、もう国で実際事例として起きている。例えばいわゆる運送業でもそうですし、いろいろなものがそうなんですけれども、僕はそれはないと思うんですね。例えば安心、安定が心配であれば、それをいわゆる、私は競争原理のないところに進歩発展もないし、向上もないと思うんですね。だからやっぱりそういう意味では、競争原理を導入していいものを選ぶことが必要なんです。例えば安心、安定が心配であれば、それを選定要素の中に折り込めばいい話だと思うんですね。だからそういうことは、いくらでもやろうという形ではいくらでもできる話だと思いますし、やっぱり競争原理が有効に機能することこそが私は一番、いいものを適正なコストでむだをなくしてということだというふうに思いますので。

それから心配なものは、例えばプロダクト・ライアビリティではありませんけれども、基本的には品質保証責任はやっぱりきちんとまた条項の中に入れるという形の中でやっぱり担保していくことだと思うんですけれども。すみません。

(岡村委員)

今の話にもちょっと関係してきてしまうんですが、さっきの沼尾委員の質問と同じような話ですが。(資料1の1ページの)ちょうど真ん中の真ん中、「県派遣職員の引き上げによる専門職の不足」と言われていますけれども、前回(県生活排水対策課から)示された資料の中では、公社

の全職員数が87名いるうち、ここに掲げてある下水道法に基づく何々の有資格者とか、電気の有資格者とかと、結構な有資格者がおられて、これは国家ライセンス、あるいはほかのライセンスに裏づけられた専門職だと思うんですけれども、こういった方々すべてが県職員で、これを引き上げてしまうと、にっちもさっちも行かなくなるという話ならともかくとしても、プロパー、もしくはほかの方々の中にこういう有資格者が結構いると思うんですね。

それとさっきの話で、民間の企業はこれだけ厳しい人減らしが行われていますから、雇われ得る能力、エンプロイアビリティという、逆にこれを高めていかなければ自分の身分すら危ういわけで、県の人たちが来てくれていつまでも面倒見てくれているからいいよという話では、これいけないと思うんですよね。さっきの沼尾委員の何年ぐらいの話だとかとおっしゃいましたけれども、その期間が長ければいいというものではなくて、むしろそういったものを早急に整備していかなければ、やっぱり公社自身も立ち行かなくなってくると思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

専門技術者は、特に複雑なと言いますか、高度な機械だとか設備というのはたくさん処理場の中に詰まっています、電気の関係ですとか、それから機械の方の分野の専門の職員がなかなかやっぱり県に今まで頼ってきたと。公社独自の職員というのがありますけれども少数にとどまっております、県の職員が引き上げられれば、確かに一時的に不足してまいりますので、今のところでは、もちろんそれはきちとした公社で採用ということではなくて、ある意味では、囑託的な有資格者を用いて、そしてその中でカバーをします。ですから総人件費では十分に抑制をしながら、そういった専門技術職を確保していきたいと考えておりますし、また同時に、公社も、今、委員さんおっしゃっていただきましたように、独自にそういった技術、資格を積極的に取得して、そして技量を高めていくという努力は怠りなく続けてまいりたいと思っています。

(市川部会長)

最後にこの資料の中の、今後の真ん中の課題の部分、「公益法人改革法に基づく公益財団法人への円滑な移行」というのがございます。これは公益法人はみんな法律改正で、5年後までですか、これは具体的にどういうふうにやっていくんですか。

(長野県下水道公社 栗林俊春)

20年12月に法律が施行になりますので、それから5年以内いわゆる「公益財団法人」とか、「公益社団法人」と呼んでいますけれども、そういった純粋なと言いますか、本来的な公益事業を行う公益法人と、それからそれ以外の、いわゆる一般公益法人に区分けをして、そして一般公益法人を除いたその特別な公益法人については、税制面とか、そういったところで優遇措置を講じていくというのが制度の改正の中身でございます。

私どもの下水道公社も、その辺、今こういった制度改革に伴って、この公社の位置づけというか、将来の姿の描き方いかんによっては、そうした公益法人にしっかりとなじんでいくのか、あるいはその辺、条件が足りなくなってくる部分があるのか、この辺は今、検討をしております。さっきの環境等への全体的な貢献と言いますか、そういった部分で公益性が積極的に認められ

ば、これは制度的には独立した特別のそういった審査委員会というのを設けまして、そこで公益認定をされるということでございますので、そういった公益認定がされるようになるべく、公社としては今、検討をしているという段階でございます。

(市川部会長)

これ大変大事なところなんですよ。指定管理者制度が出てきて、直営が云々となったときに、財団法人たる公社というのはどういう道で生きていくのかということになって、直接事業をやるようなものであれば、公益事業は何だろうかということをはきちとしないと、これは大変問題だろうと思うんです。

今の公益事業というのは、何で財団で公益法人になっているのかと、直営事業も持っている、委託も受けているというのは、本来公益法人というのは、公益事業が主たるものでないとまずいはずですよ。だからこれは皆さんの責任でなくて、県の判断の問題なんですけれども、その辺がこれからこの改革法との中で、これ県の意見もまた詰めるときは十分聞いてまいりますけれども、そうすると公社ではなくて、皆さんだって一つの会社として生きていかなければならないんじゃないかというような、そういう環境に陥る可能性は十分にあると思っています。

だからそういう今、指定管理者制度が新たに出てきたから、それとの調整は十分これから、まだ県はその辺、しっかり何かできていないなという感じを、私どもはそんな感想を持っています。そういうことで、ではこれから検討されるということですね。わかりました。ご苦労様でした。

それでは次に文化振興事業団の関係、お願いいたします。では説明をお願いいたします。

(2) (財)長野県文化振興事業団

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

文化振興事業団の常務理事の竹松政博でございます。同席させていただきますのは、事務局長の岩岡、それから事務局の鳥羽、松本、それから職員組合を代表いたしまして、うちの方の職員でございますが、白沢でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。10分ほど時間をいただきまして、申し上げてでございます資料、ご説明させていただきたいと思っております。

文化振興事業団の現状と課題ということで、1番のところに申し上げてございますが、3年前、平成16年6月、「県の人的関与を抜本的に縮減する」というような基本方針をいただきまして、以降取り組んでまいりました。

2番のところに見直しの状況がございます。真ん中に平成18年4月に、県派遣職員引き上げと、一斉に11名が引き上げたということでございますが。若干経過を振り返ってみたいと思っております。平成17年4月、1年前です、伊那文化会館の館長に公募で民間の方をご一名入れたと。翌月、理事の定数を見直しまして、そのとき13名いた理事が7名、半減したということです。それから10月、指定管理者制度導入、半年前です。プロパー職員の管理職への登用ということで、県民文化会館、伊那文化会館の副館長並びに経理担当課長さん等々が一斉にお引き上げになるということで、副館長で技術の方を、半年間ですけれども、10月に二人制にしたということです。

それで平成18年4月、指定管理者制度ということで、個人的には一種の入札制度というふうな印象を持っておりますが、結果的に、そこに書いてございます県民文化会館、伊那文化会館、信

濃美術館、それから飯田創造館の管理をいただくことができた。逆に言いますと、サイトウキネン等々での松本文化会館は失ったと、さらに佐久の創造館も失ったということでございます。平成18年4月になりまして、繰り返しになりますが、11人の引き上げということで、プロパー職員等々で結果的に同数、ほぼ20数名の方がご退職になったということでございます。ここには11名の中には書いてございませんが、生活環境部長が常務理事という格好で非常勤でおられました。この退職数は含めてございません。平成18年4月、飯田創造館の方で、これもとれましたので、プロパー職員を館長に任命するということをさせていただきました。あわせて翌月、一番大きな、当時は東洋一と言われました県民文化会館の館長、これも公募で民間の方をお願いしたという経過でございます。

3番目に入りますけれども、業務の現状でございます。文化会館、ご案内のように、文化ということで非常に難しい、ある意味では非常にやりがいのある分野でございます。文化は県民の一人一人が担うと、そして私どものお仕事は、一人でも多く、それをいかに受け入れていくかということが勝負であると、決め手であると考えております。生き残りをかけまして、その目標欄にございますが、まずは文化の担い手の方々を心暖かく迎え入れるためのサービスの提供。それから大きく2つ目に、事業の推進が書いてございますが、これはちょっと朗読しますと、県民の芸術文化の観賞の機会を拡大するとともに、地域での創作や交流活動の活性化を支援するという。県文、それから伊那文等々、創作文化の創造、交流発信の拠点というふうに考えて、単なるハコモノとは考えずに対応してまいりました。

その右側の方に現状を記してあります。組織改正を行い、専門知識の提供もさせていただきました。特に専門知識の欄の、2行目ほどに書いてございますけれども、舞台・音響・照明、博物館ならば、法律の中で学芸員と位置づけがされておりますが、舞台技術者、この方々はデザイナーと、さらにプログラマーであり、オペレーターであるというような大変大事な技術をお持ちなんです。これを割と私どもは大事にしてきたんですけれども、例えば文化会館ですと、大ホール・中ホール・小ホールの中で都合それぞれ各1名、総勢8名が朝9時から夜の9時半まで働いていると、大変な負荷がかかったお仕事をしております。このように事業を推進してまいりました。中ほどに書いてございます創意工夫した自主事業、これは指定管理者としてこれだけのお仕事はやってくださいというもののほかに、館独自で長野県の文化振興向上のために自主事業をやってくださいという部分がございまして、それが載っております。振り返ってみますと、ウィーン楽友会館と県民文化会館につきましては、姉妹提携をやらせていただいております。これは毎年招聘させていただいて、事業をやっております。そのほか書いてございますように、高齢者社会人向けの出張美術講座ですとか、それから高校生向けの舞台の関係の伝達講習と言いますが、高校生が対象でございますけれども、そういうものであるとか、それから来館しづらいと書いてありますが、養護学校等出張美術館等講座とか、そういうような自主事業もできる範囲でやらせていただいております。

(資料の)下にありますが、埋蔵文化財事業ということで、これもいろいろ書いてありますが、先人たちの文化に触れる機会の確保というような点でやらせていただいております。

2枚目の方でお願いしたいと思います。共通事項のところちょっと書いてございますが、文化振興事業団、法人格は財団ではございますが、指定管理者という格好で20数名の職員を過去失ってきた経過がございまして、その株式会社、営利企業のコストマインドには負けないようなマ

インドを既に持っておりますと、私は感じております。その中に書いてありますが、そうは言っても、施設管理からさらに一層経営管理を進めなければならないし、それから地域の文化の振興、あるいは行政とのコラボレーションも必要になるというふうに考えております。それからその下に書いてございますが、先ほどの下水道公社と同様でございます。私どもも同様に、公益法人の制度改革に向けまして、営利企業とは袂を分ち公益財団法人の認定の形を現在進めております。

4番、最後でございます。課題と要望でございます。課題の(1)は、県の方で良くやられている面がございますので、省略させていただきます、(2)が一番大事に考えております。事業団は、県が設置する文化施設等の管理運営をするために、昭和54年に設立されまして、今年が29年目ということでございます。現在、指定管理者制度が入っておりますので、そのもとでは事業の推進、経営管理、職員雇用等になかなか長期的な視点での取り組みができないと。民間の営利企業的な立場から申し上げますと、臨時職員、派遣職員で経営するのが当然でございます、設備投資も、営利企業さんでも今3年というタームで回っておりますけれども、なかなか3年では償却し切れない。少しまだ使えるものをどこへ持っていてもなかなかペイはできないというような、極めて厳しい環境のもとで、制度的に3年サイクルというような格好でやっています。それを裏返しますと、このような表現になろうかと思えます。

それから最後は、要望でございます。事業団が自立できるまでの間、県の人的関与を続けるよう要望していくということです。先ほど申し上げましたように、事業団の職員、一生懸命やっております。しかし経理関係の中核的な、あるいは副館長クラスが一斉に引き上げた結果、ガタガタしている面がございます。これは事業団に限らず、そういう現象が出るのは当たり前でございます。その点を、1年間は経ってしまいましたけど、19年の今年度から県職員は2名、派遣させていただきました。どの程度お役に立つのかわかりません、役に立つのかわかりませんが、修復という言葉は言い過ぎですが、より将来に向かって事業団の内部体制の維持向上、あわせて外部環境へ適応していくものというものを何か一つとか二つとか、築いていきたいなという格好で取り組んでいただければと思います。

それから、(2)が今、申し上げたことの繰り返しでございます。指定管理者制度は、文化行政における、県民文化会館等の今までの役割を踏まえまして、公募が果たしているのかどうか、それから指定期間がいいのかどうか、審査の基準等々について総点検をしてみたいと。3年間やってみて失うものが大きかったと、これが繰り返されるとどうなるか、私はわかりません。わかりませんが、みんなとお話しをしてどうなるかということを考えてみることは一向差し支えございません。そういう面で申し上げて、要望させていただきたいと思っております。以上でございます。

(市川部会長)

ありがとうございました。委員の皆さん、どうぞ。

(小林委員)

また確認なんですけれども、基本方針は「県の人的関与の抜本的な縮減」ということで、それに対して、結局、今のお話を聞いていると、急激にそれをするので不都合が生じるので、方向と

しては間違っていないので少し時間をくれというお話なんですか。何かそういうふうに見えるんですけど。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

結果的に11人、それ急激かどうかというのは、時間的なものというのは私はわかりませんが、ソフトランディングができるように準備期間というのは半年あったかもしれませんが、そうは言っても、この県職員にかわってすぐさま直ちにできる、副館長ができる、あるいは経理課長ができるというのは、一般論として、常識論として難しかったと思うんです。

(小林委員)

それで、要は事業団が自立できるまでの間、いわゆる当分の間継続することというふうになっているということは、だからそういう少し時間があれば、これは方向としてはこれでいいですよというお話なんですね。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

理想的には自立して、一刻も早く自立して自分たちだけでやっていければ、それは理想中の理想なんでしょうけれども、そうは言っても、文化行政というものともある程度接点を持ちながらという面もあります。自立できるような方向に向けて、今はチャレンジしていると。そういう方向に向けて、時間がありさえすればできるんじゃないかとみんなが思っていると、そういう方向でやっている。

(沼尾委員)

下水道公社と同じなんですけれども、当面の間というのは30年ぐらいですか。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

30年経てば私も生きていないからどうなっているかわかりませんが、次の指定管理者制度が、何年だか見直して仮にもらったとして、何らかの格好でスタートしますよね。そのころが終わるころまではほしいなと思いたいがね。

(沼尾委員)

指定期間、3年ですか。さらに3年間ですか。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

その、さらにの3年の3の字をちょっといろいろ検討してもらいたいなという要望が、希望があるんですが。

(沼尾委員)

それは、その間このぐらいの時間があれば、十分人は育てられるという見通しがおありだということですね。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

育てていかななくてはならないかなと。

(小林委員)

でも、それ今になるともう、ちょっと不明瞭な感じがするのは、結局どういうふうにしていくのかということがあまりはっきり言われないんですよね。だから要は、少なくとも基本改革の部分はそのままはだめですよというお話はわかるんですけど、結局どうするのが見えないと、結果として、失礼ですけど、ではただ、なし崩しで前と同じなんですか、なるんですかという疑問に対して、僕は回答にならないと思うんですね。やっぱり、ではどうするのかというのがないと。

要するに今のいわゆる基本改革方針は、やはりちょっといろいろ問題がありますと。いわゆるいろいろな意味で、結果としては、県全体から見ると負担が大きくなりますと。ただそういうような意味で、こうしていきたいというときに、その方が、そうするというのは何をどういうふうにするのかと。それがどういう結果としてより優れているのかという、やっぱり主張が必要だと思うんですね。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

年数と言いますか、私も今、基本的なスタンスとすると、今の事業団がやっているサービス水準と言いますか、サービス水準を落とさない。いわゆる逆に言いますと、維持向上させるというスタンスです。それはサービスを落として、例えば照明も音響も舞台もいらないと、部屋さえ貸してくれれば私どもが全部やりますと、あの大きいビルをちゃんとそれなりに機能させてみせますと、サービス水準を落とせばそれなりのことはできるんでしょうけれども、私どもは今そうは考えていないというわけです。

(岡村委員)

今の話にも関連して。行革課長さん、指定管理者制度という、今のご説明ですと、3年ということでしょうか。

(藤森行政改革課長)

平成18年度にスタートしたわけですけども、その段階では3年間ですので、平成20年度までです。

(岡村委員)

そのときに松本(文化会館) 佐久(創造館)はとれなかったというご説明でしたが、では3年後、今やっている4つをとれないという可能性も逆に言えばあるわけで。それこそさっき小林委員が言ったみたいに、文化振興事業団としてどういうビジョンを持ってやっていくんだと。いわゆる、ではとれなかったら人間みんなゼロになっちゃうのかと、これは競争の社会ですからしょうがない話で。

それから、18年度は県の職員の方が27名いたということですが、今のご説明をお聞きしていると、19年度は3名ということですから、2つとれなかったがゆえに人間が減ったのか、このい

わゆる改革プランに従って減らしてきたのか、その辺のことについてもお伺いをしたいと思います。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

説明が不足しており、申しわけございませんでした。27名は、私ども埋蔵文化財センターというのをやっております。埋蔵文化財センターは教育職の方が、事務を除くと全員であります。その方が現時点で26名いるはずです。その方の分は、この3年間の時系列で見ましても、人数はほとんど変わっておりません。それをちょっとカウントからはずして考えております。

11名という先ほど申し上げた指定管理者制度に基づいて、県職員11名一斉に引き上げたというのは、埋蔵文化財センターは、その意味ではノーカウントです。ですから県民文化会館、伊那文化会館、飯田創造館、それから当時佐久(創造館)がありましたし、松本(文化会館)がございましたし、今いただいております信濃美術館がございますし、その中で県職員現職派遣の11名が、18年3月末をもって一斉に引き上げた、ということでございます。

(岡村委員)

全部で29名だと、そのうち埋蔵文化財センターは26名だと。要は9名減らしたということですが、今3名いるわけですから。改革プランに従って減らしてきたんだという理解。しかしその実、2つの施設の委託をとれなかったの、だから減らさざるを得なかったと、そういうこともあるわけですね。

(青木委員)

すみません、ちょっとダブってしまうかなと思うんですが、振興事業団さんが、文化の振興というところに、要するに施設の管理だけじゃなくて振興という事業をやっているわけですね。そういうところがあるので、どうしても県のそういう人的関与のあった方がやりいいということじゃないんでしょうか、そういうことはないんでしょうか。

それともう1点、これはちょっと振興事業団さんに聞くのはどうかと思うんですけども、わかっただけ結構ですけども、2施設の指定管理者をとれなかったわけですよ。そして、今この振興事業団さんが見ていて、いや、うちだったらこうもっとできたというところ、もしお気づきの点があったら教えてください。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

1点目の方ですが、行政とのコラボレーションの問題ですが。委員の皆様も同じ考え方だと思っておりますが、もちろん文化は異文化、それから言語も違う人もいますし、民族が違う方もいます。それでうんと大げさに言うと、民主主義の原点であり平和の原点であると。この部分を経済原理のスケールでものさして当てて、それで律していこうという考え方には、部分的に正しい面があっても全体としては無理じゃないかと私は個人的には思っています。

そうしたら松本文化会館について、表現は難しいけれども、松文もよくやっていると思うんですけども、私どもだったら何かそういう面で、サイトウキネン、ここには微塵も出てこないけど、サイトウキネンだって折衝をしたわけでしょう。

(長野県文化振興事業団 鳥羽智幸)

私、実は今まで松本文化会館にいたわけですので、ちょっと正直に言いますと、感情的な部分での悪口になっちゃいますので、直接は言えない部分というのはあるんですね。

文化というのを我々考えていくときに、パソコンで言うと、ウィンドウズみたいなOSみたいな部分だろうと思っているわけですね。我々が主役じゃないわけです。やるのは県民の人たちなんです。我々はその裏方として、県民と県民をうまくつないでいく部分だろうと。ただある意味、心の公共投資みたいなことをやっているんだという解釈ではいるわけですね。

指定管理者になりまして、今度は採算という面が出てきました。そうすると、昨日も理事会でその話が出たんですが、確かに文化施設、美術館なり文化会館は自分たち一生懸命、よくやっていると。けどほかの理事さんから言わせてもらおうと、ある場所はいいと。長野なり、伊那なり、そこはちゃんとやっているじゃないかと。けど県内全般を見たらどうなんだと。確かに指定管理者ですから、その地域のその施設だけをやってあげればいいわけですね。けどほかの地域の部分というのはなくなっていっちゃうと。本来は我々文化のそのOS部分ですから、裏方でいなきゃいけないわけですね。そういう部分は隠れてきちゃっているのではないかなと。

経済的なことを見れば、確かにそういう部分はありますね。松本文化会館の悪口を言うように申しわけありませんが、変わってしばらくして行ったときに真っ先に気づいたのが、清掃のやり方が変わっちゃったんです。そこは電気掃除機もなければ、ワックスをかける機械も、電動のものがなくなっちゃったんですね。もちろんそれを使うと電気がかかるからです。それから、減価償却ができないので設備を入れない。確かに清掃はやっていますからきれいにはなっています。けど薄ら汚れていても、基準というものは明確になっていないわけですね。だからこういう部分、どういうふうに判断していいのかわからない。ただ見ていると、何となく催し物で地域の人が参加してくるようなものが減っているなという感じはあるんです。ただ、こういうものを数字的にあらわしたいんですが、経済の先生に聞いてみても、あらわしていくそういう数値のものがでてこない。そういうものでちょっと非常に苦しいです。

先ほどの話で申しわけないんですが、人員を、県からの派遣で5年という話で出ているんですね。これはとりあえず県の方でそう考えたんだと思いますが、正直言いまして、今、事務系でトップ、一番古いのは私なんです。もう50歳近くはなるんですが、まだ係長になっていないわけですね。となると、そういう判断で5年というのが一応いいだろうと。うちの常務からの解釈では、そこら辺ははっきりしなくて猶予されたと思うんですが。人材を育てるという意味では、5年とかという期限は切れる。けれども文化を担っていくという状況は、やっぱりその状況に応じてやっていかなければいけない。そうすると、今度は人材の育成という観点ではなくて、文化の振興という観点というふうに、文化施設だけじゃない、ほかの部分もどういうふうに見ていくんだという観点が必要なんじゃないかと。だから各施設へ入れるというよりは、この事業団の事務局に入れてきて全体を見ていきなさいという解釈が成り立つのではないかと。

公益法人も、また免税になる公益法人の方なんですが、こちらへ考えていくときにも、我々事業団になれば、資金を我々が一たん受けてそれを直接みんな、県民の人たちがイベントに使っていくというような形で、そうすると企業の皆さんからも支援されていくと。県が直接お金を出さなくても、地域の人みんな、企業もひっくるめ、住民もひっくるめ、そういう人たちがつくり上げていくという形になるんじゃないかと。経済性だけで考えていけば、今、その文化施設も鉄

道や道路と同じように分解されてきちゃっているという面はあると思うんですね。

ちょっとすみません、こういう場での返答の仕方も覚えていないので、申しわけないんですが、そんな状況です。

(小林委員)

僕は議論をちょっと分けなければいけないと思うんですが、例えば企業でも、企業の企業たるアイデンティファイできるための企画立案、企業は何をするのか、存在意義を考えたり今後どうするか、まさにそれは企業の僕は生命線だと思っています。そのことと、それを実行に移すというものと、やっぱり分かれると思うんですね。実行に移す方は、基本的には、これはやっぱり経済合理性の問題をやっぱり追求していくと思うんです。だからアウトソーシングするか、内部でやるのかとか、それはやっぱりどんどんやっていくと。ただし企画立案のところは、まさに企業の企業たるところですよね。これはアウトソーシングというのはあり得ないと思います。それはどこが担当するのか。

さっきのお話で、そののところと僕はやっぱり別々なもので、やっぱり経済合理性を追求するところは、それはいろいろな形でやるべきだと思います。企画立案のところは、まさに、今、言った文化をどうするのかという話なんです、それが、これどこかでやらなければいけないんですが、それが文化振興事業団がやることなのか、僕は県がやることなのか、文化振興事業団の存続をもしおっしゃるのであれば、「だから必要なんです」ということ、ところをやっぱりどんどん言っていたら必要があると思うんですね。

(岡村委員)

すみません、言葉尻をとらえるみたいで大変申しわけないんですけど。松本の場合には、文化振興事業団がとれなかったと、催し物で地域の人が参画するようなものが減ってきているように感じられると。では長野の県民文化会館は事業団がとっているわけですから、長野と松本の自主企画と、いわゆる会場を提供するだけのその事業の比率というか、収入の比率でもいいですけども、長野はこんなに自主企画が、俺たちがやっているからこんなに自主企画があるじゃないのかと、指定管理者になったから自主企画がなくて、ただ会場を貸しているだけじゃないかというような、そういう明確な違いというのはあるんでしょうか。

(市川部会長)

もしそれがあろうと思ったら、ここではなくて、あとで資料で出していただいても結構です。

(長野県文化振興事業団 竹松政博)

いずれにしても伊那文化会館、県民文化会館、信濃美術館で、直接おいでいただく方が70万人ぐらいいると思うんです。それで間接に県民文化会館で子供たちのピアノ発表会をやれば、洋服もお花も売れるし、それからお食事もするとおっしゃいました。直接、間接に岡村委員さんの発言に加えさせていただくと、科学的なデータこそないんですが、そういう面もあるということの特につけ加えさせていただきたいなと思います。

(市川部会長)

ほかはよろしいですか。ではどうもありがとうございました。

はい、ご苦労様です。それでは、建築住宅センターですけれども、お願いいたします。座って、どうぞやってください。

(3) (財)長野県建築住宅センター

(長野県建築住宅センター 井出和明)

専務理事の井出和明と申します。よろしく申し上げます。それからこちらが事務局長の北村でございます。こちらが総務課長の山岸でございます。内容は、県の建築管理課の方で説明させていただいておりますので、団体の改革推進の状況から入らせていただいておりますのでよろしいでしょうか。

改革基本方針は県関与の廃止と、それで自立ということで進んでまいってきております。その経過につきましては、記載のとおりでございますが、ここで特につけ加えたいことは、平成17年度までに県の補助金、それから委託とか請負とか、そういうものは一切廃止いたしました。いわゆる経営的な、経済的な関与をなくしました。それから、それに伴いまして施設利用です、県有施設の利用につきましても、本部をはじめ各出先機関と申しますか現地機関、全部、県有施設からみんな出ました。それで民間の施設をお借りしております。それから人的関与でございますが、平成17年度までに、今まで会計課長さんがやられていた監事とか、県の、それから主管課長がやられていた顧問とか、各係長がやられていた指導員とか、そういうものにつきましても一切廃止いたしました。今、残っているのは、いわゆる理事、評議員でございます。これはうちの方の性格上、県と長野市、松本市、それから上田市が、特定行政庁と申しまして、建築確認等の大きいものをやれる機関でございます。そういうグループの人たちから一人ずつ、非常勤で評議員と理事をお願いしていると、それと同等のように県もやってまいりました。

以上、改革は基本方針どおり進んでいたわけでございますが、昨年、一昨年来、姉齒事件等ございまして、建築確認の思わぬような出来事があったわけでございます。そんな中で県の関与と申しますか、県といたしましても人的に関与したいということで、いろいろ新たにまた残った部分がございます。それで、今年の6月20日からまた制度が変わりまして、いわゆるマンション等の大きい建物につきましては、構造計算を建築確認だけでは危なっかしいということで、その建築確認と同時に、それを適正化を審査する機関を設けなくてはならないと、そういうことになってまいりまして、県としても非常に大変な業務が残ってきたわけですけれども、それを担う機関としては、民間でももちろんいいわけですけれども、即座にやってくれる機関はなかなかないわけでございます。そんなことで私どもに対して、公正中立な機関ということで依頼がありまして、特定行政庁も含めた中で依頼がございまして、これは先行してやっていかなくてはならないんじゃないかと。そういうことで今年度2名県から職員派遣をしていただくということになったわけでございます。これは今までの県関与の廃止、自立という面から、おかしいじゃないかという面もございまして、これは人的関与がございまして、給与は私どもで持つと。それと同時に、これも長くても2年以内にはお帰り願って、完全自立をそのまま達成していこうという考え方に変わりはございません。

また、今、部会長さんも先ほどちょっとお話ありましたけど、一般公益法人の問題がございま

す。うちの方は、建築確認制度自体が民間開放されまして、民間でもできるという中で競合して、私ども自分たちの給与や何かを自分たちで稼いでいるわけです。株式会社と全く同じレベルでやっているものですから、当然効率的なこともやっているわけですが、将来にわたっては公益法人改革で、当然、財団法人といっても一般財団にならざるを得ないというのがもうすぐ目の前に見えているわけです。そんなこともございまして、自立ということは、もう平成17年度から可能でやっておりますけれども、今後とも自立しながら県民の付託にこたえるという面で、公正中立な機関として一般公益法人として、県、それから長野市、松本市、上田市と協調しながら、あくまでもこの制度的な問題がございまして、協調関係は絶対これやっていかななくてはならないということで、行ってまいりたいと、そういう基本的な考え方でございます。

(市川部会長)

ありがとうございました。ご意見等がございましたらどうぞ。

(小林委員)

すみません、そうすると、結局、主張の問題は、要は県関与の廃止というのはそれはそのとおりでいくと、ただし、姉齒事件等があったので、当初の予定よりは数年、2年とさっきおっしゃいましたけど、2年ぐらい県関与というものは延びる可能性があるということで、基本的な方針は変わらないと、こういうことでよろしいんですか。

(長野県建築住宅センター 井出和明)

はい、結構です。

(市川部会長)

ほかにどうですか。では別の話で、民間の方が確認の手続ですか、高くて、特定行政庁の方が安いと。この前、ちょっと行政の方にお聞きしたんですけれども、これは将来的にだんだんと同じぐらいになっていくものなんですか。

(長野県建築住宅センター 井出和明)

これは私ども自体が行政庁と同じ値段でやっているわけです。それでできることは、たまたま建築主事制度というのがございまして、法律的に、それがまだ育っていないという民間がございまして、高くせざるを得ない、そういうのもありますけれども。近い将来、もう建築主事が当然育ってきますから、当然採算に合うようなペースになってくるのは当然だし、なってくると思いますね。私ども自体ができて、運営して赤字を出さないでやっていける、だから民間から建物をお借りしてやっていっているんですからね、事実。

(市川部会長)

その関連でもう一つ。いわゆる民間があって、長野の特定行政庁があって、皆さんのところがあると。これ結構お客さん、見る方からするといくつもあって、何となくバラバラという感じがするんですけど。特に行政の関係というのは、みんなもうやめてしまうわけにはいかない。それ

はあなたのことを言っているわけじゃないけど、どうですか、感覚として。

(長野県建築住宅センター 井出和明)

制度的に行政はやめるわけにはいかないわけですよ。しかし、行政はもう全国的にも長野県内は行政の持ち物がまだ多いんですよ、だんだん減ってきているんですよ、行政のウエイトが。ということは、将来的には、もっとずっと減ってくると思いますね、行政関与は。

(市川部会長)

ありがとうございました。皆さん、よろしいですか。ご苦労様でした。ありがとうございました。

それでは住宅供給公社、お願いいたします。

(4) (特)長野県住宅供給公社

(長野県住宅供給公社 塚田和雄)

それでは、ご説明の前に自己紹介をさせていただきます。私、専務理事の塚田和雄です。どうぞよろしくお願いいたします。こちらの方が、常務理事の村松友春でございます。こちらの方が理事の、松林光俊でございます。こちら奥の方におりますのが、職場代表という形で、早川敦でございます。なお早川は、公社の労働組合の委員長もお務めになっていらっしゃる方でございます。それでは公社の方の説明をさせていただきます。資料の3の方をごらんいただきたいと思います。公社の方で作成した資料でございます。

公社におきましては、改革基本方針に基づきまして、事業の縮小という形でいただきました。ただその中に、国の制度改革後に改革方針を見直しするというのをいただきまして、この制度改革というものについては、左の2番目の欄のコーナーになりますが、地方住宅供給公社法が当時改正になるという形になっておりました。平成17年6月29日にこの改正がされたわけですが、当初、国におきましては、解散できる規定と、もう一つは連帯債務とか、損失補償の処理ができる制度化を設けると、この2つの要素を進めておったわけですが、ところが実際に改正になった段階で行きますと、解散できる規定は制度化になりましたが、左の方にあります連帯債務とか、損失補償の処理ができる制度化が盛り込まれなかったと。このために、解散できる公社と解散ができない公社というものが生まれてまいりました。この当公社がこの方(解散できない公社)に該当してしまったわけでございます。

当公社におきましては、県の方からも既に説明がされていただいておりますが、長期債務のある内容としまして、住宅金融公庫の制度資金の中で連帯債務を負っている。これはファミリー賃貸住宅という制度がございますが、こういった事業。それから長野県の制度を受け継ぎまして、市街地住宅整備事業の損失補償、また公社独自の資金の損失補償と、また街づくり建築物といった形で、最長平成52年までの期間が出てまいりました。こういった中での連帯債務、また損失補償の金額の合計につきましては、ここに記載してございますが、386件の295億円という形になってございます。

このような改正の中で、今日まで公社におきましては、改革基本方針に従った事業の縮小とい

った形で進めてまいりました。左から3番目の部分でございます。まず分譲住宅につきましては、公社の収益はこの分譲住宅が大きく占めておりまして、この事業を縮小するということが非常に大きな効果がございます。したがって、分譲住宅については縮小してまいりました。ちなみにこの平成14年度では、約44億円の分譲事業でございますが、18年度におきましては、ちょっと黒い部分がございまして、この部分では約16億円になっております。白い部分の和田西原というのがございまして、これは大変恐縮でございますが、改革基本方針が出される以前から松本市との開発協定が締結されていまして、これを18年度から実施となっております。この部分を差し引きますと、分譲住宅の縮小事業を私どもとしては実施してまいりました、という形でご説明の図でございます。

次に公営住宅の管理事業でございますが、公営住宅の管理につきましては、県営住宅の長野地方事務所管内、これが5,315戸、これは昭和53年からずっと続けてまいりました。また県営住宅の松本地方事務所管内につきましても3,706戸、これも昭和55年から実施してまいりました。また平成19年度からは、長野市の市営住宅の指定管理者を受けまして、3,631戸を19年度から委託を受けております。合計は12,652戸を、今、公社は管理させていただいておるわけでございますが、県営住宅と市町村公営住宅を全部合わせますと、34,476戸、今、19年度でございます。そのうちの12,652戸という形で県全体の36.7%を、現在、公社の方で管理をさせていただいている状況でございます。

3番目として、市町村支援業務という形で、今まで市町村に対して建築技術の、どうしてもまかなえないところ、そういった市町村に対しまして、支援事業という形でやってまいりました。過去の実績につきましては、6市町村の120戸、公営住宅をやってまいりました。

それから4番目の賃貸事業といたしましては、既存の公社の持っているストックの賃貸住宅を活用して、継続して事業を進めてまいりました。賃貸住宅の公社の方が持っているのは、13棟444戸を持っております。もう一つ、この中に特定優良賃貸住宅というものがございまして、これも管理義務というのが決まっております。平成31年までは公社が管理しなさいという規定になっております。

次に長期債権管理事業でございます。先ほどご説明させていただきましたが、損失補償とかそういったものがございましたが、こういったものの事業についてはリスクが大きいという形で県のご指導もきちんと受けておりまして、平成15年度から新規契約についてはもう廃止してございます。それから連帯債務については、平成18年度をもって廃止しておりますが、実際は17年度をもって廃止しております。18年度は、1件についてちょっと17年度の繰越がありましたので、18年度と表現をさせていただいております。あと債権については非常に大きな額でございますので、債権管理室を新設いたしまして、債権管理の体制を強化しております。こういった形で、改革基本方針に基づきまして事業の縮小を図ってまいりました。

また事務費の経費につきましても、この表に書いてございますように、14年度から18年度を引きますと、例えば職員につきましては、14年度は55人おりましたけれども、18年度は39名という形で、71%に縮減しています。また事務費でございますが、当初7億5,300万円という形であったものが、18年度では5億6,700万円という形で、約75.3%に縮減を図ってまいりました。

今までの改革基本方針に基づいて事業を縮小しながら現在までやってきた間に、ちょうどこの真ん中に書いてあります、社会情勢の変化に伴う法改正等による状況の変化がございました。ま

ず分譲事業につきましては、特に社会情勢の変化というものはございませんでした。2番目の公営住宅の管理事業につきましては、地方自治法が平成15年9月に改正されまして、指定管理者制度が創設されました。また公営住宅法が改正されまして、公社が公営住宅に対して管理代行ができるという、管理代行制度が創設されました。これが平成17年6月29日に創設されたわけでございます。

次に市町村支援業務としまして耐震対策。先ほど姉齒の問題が出ましたけれども、耐震対策が、耐震改修促進法の一部改正がございまして、これは平成18年1月26日に改正されたわけですが、2つ改正されました。1つは、第5条におきまして、長野県で耐震改修促進計画を立てていただくと。その中に耐震化を促進する役割という分担が出ていまして、長野県の方では、公社につきましては、そういった耐震改修を促進するための公社は役割をなささいという形で位置づけられていただきました。また、もう一つの第15条というのがございまして、これは公社の業務の特例というものを設けていただきまして、新築の住宅とか市街地の住宅、いろいろな一連の施設、こういったものの耐震診断、改修、こういったものを公社が積極的に行うことができるという形の改正がございました。こういったものを含めまして、市町村におきましては、非常に建築の技術が少ないと、またそういった民間の皆さん方に耐震診断いろいろ出しても、それをどういうふうにやったらいいとか、耐震計画を今後また市町村がつくらなければならない、そういったもののアドバイスという形で、今、公社の方に殺到しておりますが、ぜひ支援してほしいという要望がございました。

それと次に賃貸事業でございますが、住生活基本法が創設されました。これは平成18年6月8日に公布施行されたわけですが、ここの法第18条3項に、公社の役割という形で位置づけられまして、県の住施策につきましては、県の目標達成に努めるようにしなければならないというふうに位置づけられてまいりました。2番目として、社会資本整備審議会という形で、平成16年には、新たな住宅施策に対応した制度的な枠組みを国の方へ諮問いたしまして、平成18年8月には、今後の公的賃貸住宅制度のあり方について建議されました。その中に、特にここには書いてありますが、住宅のセーフティネットを構築していくことが必要であるという形で建議をされております。また3番目として、中心市街地活性化法の一部改正がございまして、これも平成18年8月に施行されたわけですが、同じく第33条の中に公社の業務の特例という形で、中心市街地の住宅施策とか、施設の建設管理をすることができるという形で創設されております。5番目の長期債権管理と6番の事務経費については、特に社会的な情勢の変化がございませんでした。

この社会的な情勢の変化、先ほどの私たちが事業を縮小しながらやってきたことを受けまして、県におきましては県の方針として、公社は今後こうあった方がいいんじゃないかという形で県の方針が私どもに示されております。1つは分譲住宅については、事業を縮小しなさいと。またこの縮小の期間につきましては、既存団地の処分の完了をもって事業を終了するんだという方針を出していただいております。それに伴いまして、既存団地の処分の促進を大いにしていくんだという方針を出しております。2番目の公営住宅の管理事業といたしましては、県・市町村とあわせて36.7%の管理を現在、実施しておりますことから、今後の方針といたしまして、公営住宅の指定管理者制度等を活用した、公営住宅の総合管理への転換の方針を出されております。また3番目の市町村の支援業務といたしましては、先ほどの耐震業務がございまして、耐震対策技術

を市町村へ大いに支援していきましょと。市町村におきまして、中長期の市町村の合併によってこれから力をつけていくわけですが、そういった力がつくまでの間は、公社に要望がたくさん今来ておりますので、そういったものを大いに支援していった方がいいんじゃないかという県がご判断をしております。また市町村施設の維持管理保全、耐震診断が出てきますと、耐震診断で改修した方がいいのか、そのまま残した方がいいのかとか、いろいろ市町村が悩んでおられまして、公営住宅とかそういったものに対しても相談が来ておりますので、こういったものも支援をしていきたいと、こういうふうにやった方がいいんじゃないかと県は考えております。また4番目の賃貸住宅につきましては、先ほど住宅のセーフティネットを受けまして、賃貸住宅の改修等、特にバリアフリー化とか、耐震化を進めていくべきではないかと。これはやっぱり公社の公的住宅の賃貸住宅については、公社がきちんとやっていく必要があるんじゃないかといったことで、基本的な考え方の方針を出されております。また長期管理につきましては、債権管理室を中心に管理の強化という形を継続して行っていくと。それからまた事務の経費の節減については、より一層削減を求めていくといったことが、公社に対する県の方針でございます。

当の公社におきましては、一番右の方になります、県の方針に基づきまして、公社の示す方向というものをこんなふうに持っていきたいと考えております。1つは、分譲住宅については、県の基本方針どおり事業の縮小を図り、また既存団地の処分を促進していくという形で進めていきたいと考えています。また2番目として、公営住宅の管理事業につきましては、指定管理者による県営住宅の管理、あるいは市町村によりましては、公営住宅法の改正で、管理代行制度が非常に市町村としては財政とか、人的なものとかそういったもので、半公共的な要素を持っている公社に任せる方が非常に期待できるといった形で、管理代行制度を求めてくる市町村も多いのでございますが、一応、そういったものを受け入れできる形で市町村住宅の管理も進めてまいりたいと。またこれを指定管理者とか管理代行で受ける一つの考え方は、公営住宅の総合管理を県が求めております。これは今までは県営住宅は県営住宅の窓口、市町村は市町村の窓口という形で、公的住宅の窓口がバラバラで一元化にならないと。それをできれば県下どこへ行っても、県営住宅も市町村も公社も、公的な賃貸住宅はどこでも情報が入る、また申し込みとか、そういったものができる。そういったものが県が必要だというふうにご判断されていまして、広域的な公営住宅の管理をしていく必要があるんじゃないかということをお考えになっておりますので、公社もそれに従った形で、総合管理という形で実施してまいりたいと考えております。

次に市町村の支援業務につきましては、公営住宅の建てかえとかリフォーム、こういった耐震計画とか市町村の維持保全、それから高齢者とか若者定住促進の事業について、市町村の支援をしてまいりたいと考えています。それから賃貸事業につきましては県の方針どおり、やはり賃貸住宅のバリアフリー化とか、耐震化の促進を図っていきたいと考えております。長期管理債権の管理につきましても適正な管理をし、また事務所経費の節減についてもより一層削減をしていきたいというふうに考えています。

ちょっと参考でございますが、今まで分譲住宅をかなり縮小してきました、公社の部分が非常に財政的に厳しいんじゃないかといったこともございまして、私の方でもこれも想定してございまして、今19年度におきましては、約61億円の中で分譲住宅が57%の35億円という形を、21年度については分譲住宅が22億円の約40%が削減できるといって、その分を管理の委託とか市町村の支援、こういった形で収益を確保いたしまして、この収益を確保するということは長期債権、先ほ

ど説明させていただきましたが、295億円が適正に管理できて、適正に対応できるように財政を確立しておかなくてはならないという形で、健全な財政力を確立しながら公社の目指す方向を進めてまいりたいと。

最後に上の方に書いてございます。タイトルの下に書いてありますが、分譲住宅を中心にした事業構成から、公営住宅の総合管理と市町村の建築施策の支援、また県の住宅施策の推進等への転換を図り事業を進めたいと公社は考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変恐縮ですが、その中でちょっと私どもの職員の代表者として、ちょっとお話をする時間をいただければと、よろしいでしょうか。

(長野県住宅供給公社 早川敦)

それでは職員を代表しまして、一言申し上げさせていただきますと思ひます。

私たちはこの職場で、住宅供給という仕事に誇りと使命感を持って事業に当たってきております。しかしながら、改革基本方針によりまして、事業の縮小だけが先行してしまひまして、今日まで先行きが不透明な状況の中で、大きな不安を抱えながら仕事をしております。職員の中には、将来を考えて他に転職した者も数名おります。このたび県の検討案では、事業縮小という方針は変わらなかったんですけれども、公営住宅の管理等受託機関として、地方公共団体の支援業務に転換という公社の方向性が示されたことで、今後の位置づけが明確化されるのではないかと期待しております。

さて、ここ数年は事業の縮小ということで、我々職員、非常に残念な思いで仕事に当たっております。確かに時代の状況の変化に応じて、見直しが必要なことは十分理解できるんですが、実際にこの職場の中に身を置いて、自分自身と自分の家族の生活を支えている以上、安心して生活するために安定した雇用の確保を求めていることは、当然のことと考えております。そのためには、経営の安定が大前提になろうかと思ひます。私どもも社会情勢の変化とともに、公社の役割も常に変わっていくものと認識しております。そういう中であって、分譲事業から管理事業へ移行しつつ、新たな役割を担って、それにこたえるべく全員で全力で取り組んで、県民に役立つよう努めることが、引いては公社の健全経営につながっていくものと思ひております。

今、事業の質と量がハードからソフトに変わろうとしております。多少のとまどいはありましても、我々が今まで培ってきたノウハウを生かして、県民の住宅に対するいろいろな要望に応じることによりまして、公社の仕事を通じて社会に貢献していきたいと考えております。

最後に、今後定めていただく方針が、公社の目指す方向と同じ方向であれば、と思ひております。どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

(市川部会長)

それでは委員の皆さん、お願ひします。

(岡村委員)

これは公社の皆さんにお聞きした方がいいのか、県の総務部長さんにお聞きした方がいいのか。私、今まで何となく漫然と聞き過ぎしちゃったんですが、事業の縮小という方向が改革基本方針で示されているわけですよ。この事業の縮小というのは、その規模も何か言っていたのでした

か。今、例えば売上げが100あるのを70ぐらいに減らすのが事業の縮小だというような、何かそういうものがあるのか。今の公社のご説明をお聞きしていると、もう損失補償は15年度から新規契約はやめています、それから連帯債務については、平成18年度をもって新規契約を廃止していますと、さらには、分譲住宅の57%ですから35億円、これが40%の25億円に減ってきていますと。これは大変な事業の縮小だと思うんですが、これをもって事業の縮小が足りるとするのか、こんな程度では生ぬるいのもっと縮小して、行く行くは解散まですべきじゃないかというようなところまで、この事業の縮小という言葉の中にあるのか、どの程度期待しておられるのでしょうか。

（浦野総務部長）

数値目標はなかったかと思いますが、事業の縮小の対象となっているのは、公社独自の分譲と言いますか、住宅供給事業で、宅地も含めてですが、この部分をむしろ抑制していこうということで、新規開発でありますとか、そういう問題等を何とかしていこうという方向性が出て、それで動いていくと。その中で具体的にいつだとか、そういうようなものは特になかったと思います。

（岡村委員）

そうすると、基本的には今の方向を続けていけば、これは改革基本方針の方向に沿っていますと。それは何をねらいにしているのかというと、県から出ている、毎年、前の資料で見ますと、3,200万円あまりの補助金が出ているので、こういったものの削減につながってくるから、県の財布が多少は状況がよくなっていくというようなことなんでしょうか。

（浦野総務部長）

当時の考え方をいかにうまく解決するかと。長野県全体の住宅そのものは、ここはそんなに大きく、マーケットとして伸びていくものではないので、そこに手を出すのはやめましょうと、今後、新たに手を出すことはやめていこうという意味があったんだろうと考えております。

（岡村委員）

ねらいとするところはわかりました。現在、386件295億円にあまる連帯債務、あるいは損失補償の契約があります。これを少なくしていくためには、期限の利益等もあったように、繰上償還は難しいんでしょうけれども、営業行為をしていかなければこの借金は減ってこないということもあるわけなので、二律背反の問題があると思うんですが、その辺、公社としてはどんな見通しになるんでしょうか。

（長野県住宅供給公社 塚田和雄）

これの債務につきましては、私の方では破綻とか懸念とか、そういったのを帳簿の方で分けていまして、今までの過去20年間の事故率でいくと、0.4%という非常に少なくございました。こういったものに対しまして、私の方としては、このこういったものについては完全に対応できるようにという形で、例えば18年度につきましては、損失補償の引当金については約30億円を計上しております、ほかにまた公社の余剰金として128億円がございまして、そういった中でそういっ

た問題が出てきても対応が十分できると。そしてまたこの先10年の試算をしてもそういうものには十分対応できると、公社の健全経営ができるという形で試算してございます。

(小林委員)

そういう意味では、法改正のところの件は、解散できないというのは、今回は基本的な直接的な理由ではないということだと思っんですね、存続していくということは。だからこういう条件が整ったとしても、別にそれはそうではなくてこの方針で行くというお話で。

それで見ますと、これ2番にしる、3番にしる、4番にしる、これが今後の事業ということで、あとはある意味では縮小の一つの、粛々と進めることだと思いますので、2、3、4ということが、この公社の存在意義ということだと思っんですが。これいずれも民間でできる、やっていることだと思っんですね。そういう中で、なぜ県の外郭団体の公社として存在していくのか、その存在意義、それはどういうことなんでしょうか。

(長野県住宅供給公社 塚田和雄)

例えば指定管理者制度につきまして、特にその辺がお尋ねになるかと思っます。指定管理者制度は、民間でも確かにできます。今までの指定管理者制度というのは、個々の建物に対して指定をし、管理しております。県はまず個々の建物ではなくて、確かに民間でできるんですけども、先ほど言ったように、今までは県は県、市は市、そういった形の窓口は全部違っていたと。なおかつそれを総合的に全体的な住情報を提供し、それらをまたこの市町村においても、県営住宅、市町村公営住宅、公社の住宅も申し込みもいろいろできる、こういったものがやっぱり県民が一番望んでいるのではないかといったことを県は考えております。これを受けまして、総合的な管理という形で持っていった方がいいんじゃないかと。

もし民間の方がそれぞれ市町村でたくさんっていきますと、結果的には同じような結果になってしまうと。それから、今、民間でやっているところはちょっと少ないわけですが、民間で指定管理者を受けているところは、重要な部分、例えば公金を扱う家賃の滞納とか、それから公金を扱っている工事の発注とか、そういったものはやっぱり難しいという形で、それを除いた入退去とか、そういったものをやっているのが主流でございまして。公社でやる指定管理者制度というのは、どちらかという、今、管理代行と同じような、権限までは持たせられていないんですけども、そっくり同じではなく、例えば公権力ができるような減免の措置の審査とか、それからDV(ドメスティックバイオレンス)とか、外国の皆さん方の国籍とか、そういったものまで全部細かな審査まで、プライバシーまで立ち入ったことまでの審査をしながらやっている。市町村の皆さん方におかれまして、やはり半公共的な機関でないと難しいのかなというような感じを持っております。

確かに私ども民間は否定しておりませんし、民間もできます。例えば個々でなく全体的にやったとして、どここの市町村は民間がとりましたと、それであれば、決してそれは公社として、その民間の皆さん方と一緒に情報を共有しながら管理の一元化、総合的な管理ができるということが県が求めていますので、そういったもので対応していくことが必要だと考えています。

(小林委員)

私、ちょっと教えていただきたいんですが、その公社法か何かあるんだと思うんですが。そうすると、今、先ほどDVの問題だとか、要するに一般の会社では立ち入れないものまでできるとおっしゃいましたんですが、ということは、公社法か何かの中にそういう、ある意味では、純粋な民ではできないような、何かそういうものの権限というのは基本的にあるんですか。

(長野県住宅供給公社 塚田和雄)

公営住宅法で、先ほど一部改正で管理代行制度というのができまして、これは県が持っている権限が家賃の決定と家賃の減免、これを除いたすべての権限が公社で代行できるという規定にここで変わりました。これは公社だけしかできないんですが、ただ、県は指定管理者を選択しておりますので、私ども市町村から管理代行を頼むと言われても、「県の意向は指定管理者ですから、その方向が出るまではうちは指定管理者制度で行きます」というお答えをしています。また、決して私たちは民間を否定するわけでもないし、また民間の皆さん方が一緒に出てきた場合には、協働しながらやっていくということも必要ではないかなと考えています。ただ、公社の方でそういった権限を持てるという形になりますと、市町村の皆さん方については、非常にどちらかというと、半公的な機関でやってほしいという要望がかなり強いと考えています。

県でも、今、私ども受注で受けていますけれども、3年後にはまた終わりますが、またもう一度検証するということになっておりますけれども、私の方は管理代行を選ぶか、指定管理者を選ぶかと、公社でなくて県がお決めになっていただくと、その県の方向に従っていくということが、私たちの基本的な姿勢で考えております。

(市川部会長)

ほかはよろしいですか。はい、ありがとうございます。

ご苦労様でございます。それでは、暴力追放県民センターの説明の方をお願いします。

(5) (財)長野県暴力追放県民センター

(長野県暴力追放県民センター 舞沢正志)

それでは説明させていただきます。暴力追放県民センターの専務理事の舞沢であります。よろしくをお願いします。これまでに警察本部の担当課の方から説明のあった部分については、省略させていただきますと思います。時間の関係もありますので、要点のみ説明させていただき、あとで質問や疑問についてお答えしたいと思います。

まずこの種の団体は暴力団対策法に基づきまして、都道府県に必ず1つあります。いわゆる治安維持に係る公共性の高い団体であります。そして89の団体や企業の皆さんに理事や評議員、また顧問、参与として参加していただいています。特に各職域で組織されております、例えば建設関連暴力追放協議会、公共料金暴力対策協議会、ゴルフ場暴力防犯協議会、諸々のその暴力追放に係る協議会があるわけですが、これの方には理事として参加していただきまして、暴力追放運動の中核となって、広範な活動を展開してもらっているのです。

次にセンターの事業についてですが、寄付行為によって規定されていますので、県警の担当課

の方から説明があったと思いますので、省略させていただきます。センターの究極の目的は、暴力団の存在を許さない社会づくりであります。彼らが存在できるのは、暴力団に金を出し、暴力団を利用する者がいるからであります。これらの者がなくなれば、彼らは存在できないのであります。そのための息の長い活動が必要であるわけです。センターでの事業である、不当要求に対する責任者講習も、昨年は60回を開催していますが、最近は行政機関に介入する行政対象暴力も増え、アンケートの結果でも、約2割が不当要求を受けたと回答しております。先月、長崎市長が射殺されたことを受けて、当センターにおいて行政機関のみを対象にした1日相談日を開催したところ、14件の相談があったわけでありまして、実際の事案数はもっと多いものと思われるわけでありまして。最近、この講習の受講希望も多く、来月の4日には、知事部局でも120数名が午前、午後と、2回に分けて受講することになっています。

次に、改革基本方針によってセンターの県関与の廃止が打ち出されたことから、ご承知のように、弁護士会、経営者協会などをはじめ、多くの県民のご支援によって賛助金制度を立ち上げたのであります。賛助金を募集する過程において、団体や企業の多くは、「治安に関する問題は行政の責任である」、「県が補助金を出さないのは納得いかない」、「賛助金には協力するが、県にも補助金の復活を働きかけてもらいたい」。また市町村からは、「市町村に負担を求めて、県が補助金を出さないのは理解できない」などと反発が強く、補助金復活を求める声は依然として強いのであります。今年度、暫定的に前年度並みの予算が計上されたことに対しても、もうセンターの補助金は以前と同額の復活が決まったと考えている方もあります。これはマスコミで、新年度予算案で、補助金復活を決めたとの報道によるものと思われまして。今後も賛助金制度を維持していくためには、県の補助金があってこそ企業や団体、市町村も納得して補助金を出してくれ、官民一体となった組織として成果を上げることができると思うわけでありまして。

この補助金減額や賛助金制度を導入したことによって、いろいろな支障があったことは既に県警本部の担当課の方から説明があったとおりでありまして、従前の人員で事業を継続しながらこの賛助金制度を導入せざるを得なかったもので、本来の業務にしわ寄せが来ているわけでありまして。それは現在も解消をされていないのであります。このほかモニター制度や広報啓発など、諸々事業を縮小せざるを得なかったものであります。情報ネットワークなども頓挫しているわけでありまして。

次に暴追センターでなくても、警察でもできる活動じゃないかのご指摘がよくあります。その第一はセンターでの主業務になります、相談業務であります、それはセンター職員による相談と、センターの顧問弁護士による相談があるわけでありまして。民暴弁護士による巡回無料相談や、年12回に及ぶ顧問弁護士との巡回相談を実施しているわけでありまして。このほか事務所立ち退きなどの問題で、三者会議と称しまして、弁護士、警察、暴追センターと一緒に活動して成果を上げているわけでありまして、センターが間に入ることによって、警察と弁護士会の連携がスムーズにいつているのであります。警察には敷居が高くて相談に行けない駆け込み寺としての機能がありますが、それについてご承知のことと思いますが、補足しますと、駆け込んでくる対象者には、暴力団とそれ以外の二通りがあるわけでありまして。一般の方と暴力団と二通りあるというわけでありまして。暴力団も善良な生活をしている市民には、因縁をつけたり、金品を要求しません。人間だれしも完全無欠で生きていくことは難しいことで、だれしも自分に非があったり、落ち度があったり、モラルに欠けたりすることがあるわけです。暴力団はそういうところに目を

つけて因縁をつけて金品を要求したりするわけでありませぬ。自分に非がある問題については、警察に相談に行くには、やっぱり名誉や信用を考へて敷居が高いのであります。中には、仮に相談に行っても相手にされないものなどがあります。

実際の事例を具体的に説明すればよいわけですが、マスコミ関係者や時間の関係がありますので簡単に説明します。本当の例ですが、社会的に地位の高い方が不倫をしていて、これを暴力団に嗅ぎつけられてアプローチを受けたと。金品を要求したり、脅迫される段階であれば、もう警察へ行って事件化できるわけですが、それ以前の段階で、知人を介して相談にセンターに来た。また雇用主が暴力団と交際のある従業員を労基法の規定によらないで、1カ月前に通告して1カ月分の給料を余分に支払わなくて解雇してしまった。警察にこういうことをやりながら、摘発されるのではないかと心配しながら人を介して相談に来る。このような場合は、相手が暴力団でも警察にはなかなか相談しにくい。仮に相談を受けても、事件化していないので対応できない。センターにはこのような相談が意外に多いわけでありまして、秘密を保ちながら上手に解決してやっているのであります。

次に暴力団の駆け込み寺ですが、組員になって日の浅い者は、組織も相手にしません。そんな大した組員でもない者を相手にしません。かたぎになるときに、警察に飛び込んできても、脱退妨害の中止命令で組織から抜けることは可能であります。しかし、一定期間組員としてやってきた者はそう簡単ではありません。指を切り落としたりはかたぎになれません。ましてや警察に飛び込んだとなれば、ほとぼりが冷めたころにリンチを受けたり、お礼参りをされるわけがあります。これを知っている所以他们は警察に駆け込まないのであります。ところが捜査機関でないセンターに駆け込むことは、彼らの間では認識が違ふわけでありませぬ。センターに駆け込んでも、さほど暴力団は重要視しないということでありませぬ。

そのほか警察にできないことで、センターにしかできないことについては、暴力団被害に対する給付金被害賠償や訴訟費用に対する貸付制度。そもそもこの暴追団体ができたのは、全国各地で暴廃活動が盛んになったころ、命がけで住民たちが活動したわけですが、そのとき精神的、財政的に支援が必要であるということで組織化されてきたのが、そもそもこのセンターの始まりであるわけでありませぬ。

次が組織離脱者に対する自立支援、就職の斡旋。警察等ではなかなか就職の斡旋等はかたぎになったのをできません。それとか暴廃活動に対する人的物的な支援などをやっております。

次に県内の暴力団情勢につきましては、非常に厳しい情勢にあることは、警察から説明があったとおりであります。

最後に賛助金制度を存続させながら事業を推進するため、財政的な支援をお願いしたいのであります。暴対法に定められた事業をすることで協力をいただいている企業、団体が賛助金に対する正常な優遇措置を受けられているわけでありませぬ。県民を暴力団から守るために、センターの活動は必要であります。ご検証をお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。

(市川部会長)

ありがとうございました。委員の方からご質問がございましたら、はい、どうぞ。

(岡村委員)

前回、県から出していただいた資料の中の、基本財産が3億4,596万円と承知をしているわけですが、これは全国と比べて最低というような話を聞くわけですが、この辺の状況。低かったということは、必然性がなかったのではないかというようなことも考えるわけですが。

(長野県暴力追放県民センター 舞沢正志)

それについてお答えします。これ全国同規模県、人口180万人から220万人の人口で比較しますと、8県あるわけですが、長野県が、今、岡村委員さんから話がありましたように3億4,500万円と、全国で一番小さいわけであります。福島県が6億4,000万円、栃木県が5億円、群馬県が6億円、岐阜県が9億円、三重が10億円、岡山県が14億円、熊本県が5億6,000万円というようなことで、基本財産が非常に少ない。これは設立当時、私はかかわってきたわけでありますが、基金については、当時オリンピックもあるし、ほかの財団の関係もあると。基金は出せないけど、そのかわり補助金で長野県は運営してほしいというようなことで、補助金運営で必ず補助金をつけるから、基金はそのかわり出せないということで、全国最小の基金で運営してきていると、そういうような経過がありましたので、全国最小の基金。事業そのものは、それまでは補助金をいただいておりますので、全国レベルで活動ができたということであります。

(市川部会長)

どうもありがとうございました。ほかにございますか、よろしいですか。ではどうもありがとうございました。

それでは続いて消防協会、お願いいたします。

(6) (財)長野県消防協会

(長野県消防協会 塩崎貞夫)

長野県消防協会会長の塩崎でございます。今日は見直し検証の専門部会ということでご説明にまいりましたので、私の方から概略を説明させていただきまして、あとまた事務局長も同席させておりますので、また詳しい説明の方につきましては、事務局長の方からも説明を補足させていただきたいと思っております。

まず当長野県消防協会につきましては、設立の段階で長野県とそれから市町村が、県下消防団の団員教育、福利厚生、表彰等を行うために設立されたと承知をしております。当初におきましては、県と市町村が話し合いながら、負担金で運営してきたということであります。ある時期におきまして、県、市町村、または篤志家において資金を出し合って財団法人化したと。協会の事業運営の財政的安定を見ることということで、財団法人による資金の運用益をそれにあててきたということでございます。

当協会につきましては、特別職の非常勤の地方公務員である消防団員で構成されておるわけでありまして、その役員につきましては、私もそうでありますが、団長と、当初は県の職員がこれに当たっておりまして、当然のことながら、市町村とのつながりにおいて防災上の必要性から、県の職員もその任に当たるということは当然のことであると思っております。

外郭団体の見直しが当協会に対しても行われまして、県の人的関与の廃止、また県と市町村と長野県消防協会が役割分担を明確にして、事業主体を整理するというような改革基本方針が出されたわけでありましたが。支部の協会においても、県職員の職務専念義務免除での協会事務局の仕事をするのを廃止することとされたわけでありまして。本部協会の事務局の職員についても同じであります。私たちは県の消防協会と一体的に県下の安心、安全を図るべきと考えておりまして、防災のほかにも、県下の消防団員は、それぞれの地域にあって、そのコミュニティの中核となっておるわけでありまして。そういう自己形成、また自己中心的になりやすい若い人たちの育成の場ということにもなっておるわけでありまして。

そういう中で、県下の消防団のまとめ役となる協会に対しての、県の一方的な改革基本方針ということでは、私どもは到底納得のできるものではないということでございます。私どもとすれば、そういう形の中で、当協会に対しまして改革基本方針等の再考を強くお願いするものであります。私からの説明は以上でございます。

(長野県消防協会 中村芳久)

県の消防協会の事務局長の中村と申します。よろしく申し上げます。

ただいま会長から申し上げたことで尽きるわけでありましてけれども、もう一度基本に戻って申し上げますと、当協会は県と市町村が、県下の消防行政の推進のためにつくったものですから、今、申し上げましたように、改革基本方針の中で、県と市町村と協会が実施主体を整理するとか、見直すとかという概念は本来ないのではないかと考えるんです。つまりもしそういうことであるのなら、もっと違った形で消防行政をやるということ、もっと基本に戻って考えるべきであって、県が手を引くとか、関与を見直すとかというレベルの問題ではないと考えております。

したがって、今、会長が申し上げたことで尽きるわけですがけれども、今までも改革基本方針に対して、協会としては「それはないのではないの、で、もうちょっと、もしそういうことであるならば、県と市町村がよく話し合いをして結論を出してくれ」と言ってきたわけなんです。それにもかかわらず、県としては、協会事務について職務専念義務免除というようなことでやっているんだから、県の事務ではないんだというような、全然違った観点からの抗弁と言いますか、私どもに対する説明をしてきておりまして、その辺がどうも一番、根本に戻って考えたときに納得できないところだと思いますので、今日もぜひその辺を委員の皆さんにご理解をいただきたいと思っております。以上です。

(市川部会長)

委員各位からご意見をどうぞ。

(小林委員)

今のご主張は、県の信義則違反ということだというふうに思うんですね。そうすると、では信義を通してやればいいのかという問題になってしまうんです。それで、結局県がここで引いたということが、例えば県民の立場から見たときに何がそれで問題が起きるんですかと、その点でちょっとお話ししたい。当事者同士の信義則云々、これはまた別の話だと思うんです。その観点で何かあるんでしょうか。

(長野県消防協会 中村芳久)

協会そのものの事務の中身について説明をしなかった部分があるんですけども、いずれにしても県と市町村が一緒になって、地域の防災等について話し合う場所が、本来の協会の姿だったわけです。したがって今の地方事務所でも、県の消防協会の支部というような表現はしているものの、県の地方事務所単位で、地方事務所長と地域の消防団長、もしくは消防長等が地域の安全、安心について話し合っているところが、まさに消防協会なんです。それがたまたま財団法人化されたがゆえに、あたかも外郭団体のごとく表現をされるんですけども、もっと平べったく考えてみれば、県と市町村が、地域の防災の安全、安心について話し合う場所なものですから、その今おっしゃるように、確かに信義則違反ということで、協会をつくったことというか、財団法人をつくってそれを運営するという意味においては、信義則違反という一面もあるんですけども、もっと根本に戻ってみれば、地域の安全、安心について、たまたま消防協会という名称を持った財団法人をつくってやっているけれども、その話し合いの場所から県は手を引く、足を抜くというようなことはもうあり得ないと。

そのことは、ではもっと違ったやり方があるだろうということは、多分あるかも知りません。わざわざ財団法人をつくって云々とやる必要はないのかもしれないけれども、根本に戻ってみれば、地域の消防防災安全について、市町村と県が話し合う場所であったものを、ある時期、だんだん変遷はしてきているけれども、そのことをもってもうすべきことではないということではないと。

(沼尾委員)

そうですね。だからその理屈でいけば、別に県が事務局をやらなくてもいいわけですね。事務局をやらなくてもいいということについては、ご理解いただいていると。

(長野県消防協会 中村芳久)

県が事務局をやる必要はないんですけども、もしそうであるとするならば、「この事務局を、私ども財政不如意で職員も忙しくてできないから、市町村、どうぞやっていただけませんか」と言うべきであって、行革の場所を借りて、県が職務専念義務免除違反になってしまうから手を抜くというようなことはよくないと、それはもう完全におかしいと。

(沼尾委員)

その方が何かすっきりしますよね。ではもう組織のあり方から見直していくというところから考えた方が、こちらの方に、政策的な組織のあり方というのが追求できるかもしれませんね。元に戻せという話ではないでしょうと言っているんです。

(長野県消防協会 中村芳久)

元に戻せということも一つの提案かもしれませんが。もともと元に戻って考えてみれば、県と市町村が一緒になって消防行政というか、消防防災をどういうふうにするかという場所なものですから、それをきちんとやっていただければ、これでいいということでもあります。

(長野県消防協会 塩崎貞夫)

我々は消防団という形で、市町村の消防団については、それぞれ市町村が事務局をやってくれています。その消防団のそれぞれの集まりが協会なんですよね。ですから、そういう形の中で、県としてそこに事務局どうのこうのということじゃないですけども、どなたかがやっていたかかないと、多分その事務のそういうものというのは進んでいかないと思うんですよね。事務局的なものがないと、いずれにしてもだめだと思いますから、これを県がやるか、市町村がやるか、そういう形の中でやっていただかなければ、我々が、消防団員がその事務をやるということではできませんから、そういう仕事としてやっておりませんので。ですからその形の中で考えていただきたいと、こんなふうに思っております。

(沼尾委員)

とにかく市町村がやるか、県がやるかというよりは、事務局の機能は必要なんだと。それについてまず話をさせてくれというか、話し合おうじゃないかと、こういうご提案ですよ。それでもいいですよ、わかりました。

(岡村委員)

市町村と県というのはわかったんですが、現在、長野県下に14の広域消防というか、消防本部があるんですが、これと協会の関係というのはどういうふうに考えていくのかと。広域といっても、その中で全部の市町村がどこかに加盟しているわけですから、結果的には市町村ということになるんでしょうが、広域消防本部というのはどういうものに位置づけていけばいいんですか。

(長野県消防協会 塩崎貞夫)

広域の消防本部は、常備消防の方々がされている。我々は非常備の消防団ということですから、地域密着ということになると思います。市町村にそれぞれ精通しているその住民、あるいはそこに勤めてその場でほとんどそこに暮らしていると、そういう人たちでその地域に精通している人たちが、どこが危ない、どこが安全かというようなことをわかる。そういう方が非常勤にいるということでもあります。消防本部と消防団とうちがそういうことであると思います。

(長野県消防協会 中村芳久)

今、会長から申し上げたとおりなんですけれども。そういうことありますので、常備消防の方については、福利厚生とか、事務局体制は市町村がきちっとしているわけです。それに対して、消防団に対しても各市町村にそれぞれ事務局があって、消防団担当がいるわけなんですけれども、非常勤になるがゆえに福利厚生の面で欠ける部分がかかなりあるわけです、それを消防協会がやっている部分があります。したがって、先ほど一方的に私が申し上げた中で、市町村と県が話し合って地域の防災安全ということなんですけれども、一面はそれを担う消防団の福利厚生をやっている部分がありまして、その部分については、一つ、消防本部と違った機能を持たされている部分があるというものです。

(小林委員)

僕は今、お話を聞いていて、どうもよくわからないんですけど。私も劣等消防団員だったことがあります、一番末端の方だけのことはちょっと知っているんですけど。だけど、例えば県の長野県全体のそういう消防何とか体制とかというのは、これは市町村の持っているその常設の、常勤のですか、方々のところで一応、県とおそらく話し合いながらやっていると思うんですね。そうすると、あえてここの部分をまた県という口出しのところまで、市町村だけでなく、その上部のところを設ける理由というのが、どうも僕は今ひとつはっきりわからないんですけども。

今、福利厚生云々という件がありましたけど、それはまさに各ところでやることでしょうし、いわゆる市町村の上にあえて何かつくるといのは、どうもその意義というんですか、しかもそれ県民にとってどうなのかと、どういうことがそれを取得することによって効果が上がるんですかというのがちょっと見えないんですけど。

(長野県消防協会 中村芳久)

確かに消防の基本的な話は、今、会長から申しあげましたように、常備消防と消防団員がいて、非常勤の消防団員がいて、地域の安全、安心を担っているわけです。今、委員がおっしゃるように、それは常備消防だけで全部済むわけでないこともみんな承知しているわけであって、その常備消防だけでない部分、いわゆる消防団が担っている部分について、県と市町村でどうしようかというふうに話し合う場所であったということなんです。ですから当然、常備消防についても、消防協会というようなものはないけれども、当然県と市町村はやっているわけですし、非常勤の消防団員の部分についても、県と市町村が、本来どうすべきかということで話し合っている場所だと考えていただければいいと思います。

(青木委員)

すみません、ではちょっと縦流れを教えてくださいんですけども、県の消防協会さんがあって、その上が日本消防協会というのがありますね、それでつながってきているわけですね。よその県も全部大体こういうような感じで、日本消防協会、県の協会というぐあいになっているんですか。

(長野県消防協会 塩崎貞夫)

47都道府県全部にあります。私どもも日本消防協会の一応役員になっておりまして、県の協会の役員はそういう形で、日本消防協会の方へ出て行っております。それでいろいろな予算の関係とか、事業の関係とかということについては、話をしております。

協会が県民にとってどういう立場かというようなお話が先ほどありましたけれども、単位団と申しますのは市町村の消防団のことですけれども、この市町村の単位団だけで、日本消防協会でもいろいろなポンプ操法とか、要するに士気の高揚、技術の習得、そういったものでポンプ操法大会とか、そういう形をしております。そういったところに団員を派遣するとき、長野県消防協会においても同じようなことをやりながら、全国大会を目指していくというようなことがあります。そういったことは技術の習得も当然でありますけれども、団員のその結束と言いますが、そういったことが必要になりますので、そういったことの中から消防団としての心構えと言いますが、そういったものを養っていくということがあろうかと思えます。

それが県民益とどういふふうになるかということになれば、やはり地域がそういうことをやることによって、団員が活性化するという事の中に、先ほど申し上げた、地域のコミュニティそのものが活性化していくということが、飛躍した考え方かもしれませんが、そういったことは少なからずあろうと考えております。

(市川部会長)

はい、よろしいですか。ありがとうございました。
では長寿社会開発センター、お願いいたします。

(7) (財)長野県長寿社会開発センター

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

長寿社会開発センターで常務理事を務めております鈴木良知でございます。隣が清水事務局長でございます。お手元の方に資料4という形で、A3の横長の資料が行っていると思いますが、ごらんをいただきたいと思います。

当財団でございますけれども、いわゆる元気な高齢者、長野県では、介護保険の認定を受けておられない、一応、元気な高齢者の方が約85%いらっしゃいますけれども、こういう方の活動によって社会を支えていくと。こういうことが県の大きな施策でございますけれども、それを実施する主体として当財団があるということでございます。

表題の下に、「高齢者会議所構想」というのがございますけれども、昭和62年に「長野県活力ある高齢化社会を目指す懇談会」というものが行われまして、高齢者のいわゆる狭い意味の福祉から始まりまして、雇用であるとか、生活環境であるとか、すべての面での提言があったわけでございますけれども、その中に高齢者会議所という構想がございまして、高齢者の方がみずから生きがい、健康づくり、これに励むとともに、これまで培ってこられましたいろいろな能力を活用して社会を支えていくという、こういう構想がございました。

時を同じくして国の方でも、「明るい長寿社会づくり推進機構」というものを全都道府県につくると、こういう構想がございまして、これらと相まって平成元年5月に設立されたわけでございます。県それから市町村、それから理念に共鳴していただいた法人、個人の方から出捐金をいただきまして、財団として設立されたわけでございます。そして同時に本県の特徴は、賛助会員という制度がございまして、先ほど申し上げた高齢者会議所の構想にありましたように、みずから会費を負担してセンターのサポーターとなると同時に、その方が社会参加をして地域で活動していくと、あるいはリーダーとなると、こういう全国唯一の組織でございます。でありますので、センターと賛助会は車の両輪と申しますが、こういった理念を実現するための地域での活動主体とっていいかと思っております。

資料の左側に現在の時代認識が書いてございますけれども、ご承知のように、長野県の高齢化率、この4月では24.7%ということでございまして。2030年には、3人に1人の方が65歳以上になると言われているわけでございますけれども、団塊の世代の方が今年から退職を迎えると。長野県下では約11万2,000人おるわけでございますけれども、そういったこと。そしてまたいわゆる地縁、血縁、それから会社におけるいわゆる共同体的なものが崩壊いたしまして、大変社会の絆

が薄くなっていると、こういう時代背景がございまして、そういう中で、より高齢者の果たす役割は大変大きいということがございますので、当センターにおきまして、この下に書いてございますけれども、高齢者の生きがい、健康づくり、社会参加について支援をしているということでございまして、具体的な内容は、その箱の中に4つの柱がございまして、気運づくりということで、普及啓発をいたしまして、人づくりということで老人大学、これが今回問題になっているわけですが、老人大学であるとか、さらにその上と申しますか、シニアリーダー実践講座などでそういった活動をする人材の育成をいたしまして、そしてやはり一人では活動できないわけですので、賛助会グループなどの仲間づくりを行って、そして実際地域で活動する、そういう活動の場づくりをやっていくと、こういうしかけてございます。

こういったものをすべて相互に連関をいたしてございまして、循環することによって良い回転と申しますか、循環が生まれるわけがございますけれども、改革基本方針の中にございまして、いろいろございましたけれども、老人大学につきましては、いわゆる末端の支部、地方事務所がございまして、行きますと、県の職員がいわゆる職務専念義務の免除によってやっているのが大変不透明だという理由で、県の直営になったということがございますけれども、これは県民の方にとっては何のかかわりもないこととございまして、私どもから見ると、果たして県直営になったことによって、何のメリットがあったのかなというふうに感じておるわけでございます。逆に、それぞれ各地域からは賛助会員をはじめといたしまして、老人大学から賛助会へ入る方が、賛助会員の新規入会者の約9割が老大的経験者でございますけれども、大変そういったPR、そして老人大学生との交流がやはり垣根が高くなって、やりにくくなって困るという声が頻りに寄せられてございまして、こういった声は県の方へも届いているかと思っております。

そしてまた、昨日も私ども理事会があったわけがございますけれども、理事会、評議員会などの場におきましても、複数の理事、評議員からその都度、どうしてその老人大学というのは県の直営になったんだと、こういう質問もあるわけとございまして、私ども大変答弁には苦労しているわけとございまして、やはりこういう一連の流れの中で、一体的にやるのがやはり効果的なわけとございまして、県民の方にとっても大変わかりやすく感じるわけとございまして、そういった事業をやっていきまして、当然、これは右の枠の真ん中にありますけれども、いろいろな社協でありますとか、NPOでありますとか、関係団体等の連携と協働によって成り立つ仕事とございまして、結果的にその右にありますように、県民の方々のクオリティオブライフ、生活の質の増進、これは個々の個人の方にとっても当然とございまして、社会の絆の再構築、これは地縁、血縁でありますとか、社縁、職縁にかかわります、いわゆる堺屋太一さんの言う「好縁社会」というものですね、これをつくっていくということになる。さらには医療費や介護費用の削減になっていくということで、これはなかなか数字では出ませんが、長野県の場合は当然、健康長寿県とございまして、全国が長野県並みの健康水準になるとするならば、おそらく医療費も3兆2,000億円ぐらい削減されるんじゃないかというふうには試算しておりますけれども、そういったことに大変有益な事業とございまして、これが県の大変大きな施策であるわけとございまして、その実施主体は当センターしか県の機関としてはございまして、引き続き老人大学につきましては、やはり一番やりやすい、そして県民の方にとってもわかりやすい形で、当センターで再実施できますよということ、そしてまた新しいそういう時代の要望にこたえるために、この間県職員の削減ということもございまして、2名ほど減っておりますけれども、やはり事務局体制

も充実していかななくてはいけないと感じておりますので、その辺をお願いしたいと思っております。

それからちなみに、改革基本方針の中に、そういう方針が出たあと留意点というのが書いてございまして、それがこういったことの結果によって、支部の活動、支部というのは10地方事務所があるわけでございますけれども、活動が滞らないようにと、そういう仕組みをつくらなければいけないということと、老人大学から賛助会員活動等への活動の円滑な導入を促進する仕組みをつくりなさいという留意点があるわけでございますけれども、やはりこれはそういう老人大学の直営化などによって、それが多分やりにくくなるんだろうということが予想されて書かれたのかとは思いますが、何かこの改革方針自身が自己矛盾に陥っているのではないかという感じも受けますし、そしてまたそういう仕組みづくりも現実にはなされておらない、できないわけでございます。やはりやりやすい仕組みが一番県民の方にとってもいいことでございますので、ぜひその辺、特に老人大学の当センターにおけるその指針について、ご理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。説明は以上です。

(市川部会長)

ありがとうございました。委員各位からご質問をどうぞ。

(沼尾委員)

最後の点は、これはどこに載っているんですか。参考ですね。

では質問ですが、以前、担当課(県長寿福祉課)からご説明をいただいたんですけれども、こういう措置をとるようになってつながりがつなくなると、今日もお話いただきましたよね。もう少し具体的に教えていただけませんか。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

さっきも申し上げたように、私ども賛助会活動をするために賛助会員の、一番大きな供給源という言葉はあれなんですけれども、入会者の割合は、老人大学から入ってこられる方が約90%を占めているわけでございます。したがって、老大会は2年制でございますけれども、そういった授業の合間なりそういうときに、例えば賛助会員の役員さんなんかが行きまして賛助会のPRを行うとか、あるいは現役の老大会の方々と賛助会のグループの交流会などをやりまして、「賛助会というのはこういういい活動をしています。ぜひ老大会が終わりましたら、老大会というのはカルチャーセンターじゃないので、究極的な目的は、やはり皆さんの力を使って社会参加活動をして社会を支えていくということです。」というようなPRをやってきたわけでございます。

その辺はなかなか一般県民の方から見ると、これは職員の意識がおかしいと言われればそれまでもかもしれませんけれど、なかなか垣根が高くなってそういった交流会、あるいは説明会などがしにくくなっている。中には、もうこれは老大会は県になったんだから、賛助会とは関係ないというようなことを言われて、断られたという例も多々聞いておるわけでございます。そういった結果かどうかというのは、数字ではっきり因果関係は定かではありませんけれども、17年度と18年度の新規入会者、賛助会への新規入会者を比較してみますと、約88名ばかり減少しております、こういったところにも、結果的にはそういう影響があらわれているのかと感じもいたしますし、そしてまた老大会のカリキュラムと、それからシニアリーダー実践講座というのも私どもでやって

おりまして、これは老大有り終わった方が、さらに地域のリーダーとして活動するためのより高い素養と申しますか、訓練をする場であるわけでございますけれど。そういったものとの整合性がなかなか、同じ主体でないということになりますと、そうは言ってもとりにくくなっている。それから県で実施することによって柔軟な対応がやはりできなくなってきているのではないかという声が、私どもが言っているわけではなくて、これは県下各地の現場から、そういう声が多々寄せられるわけでございます。会議等があるたびにそういう声が寄せられておりまして、そういったことにつきましては、私どもも県に伝えておるところでございますけれど、なかなかやはりやりにくい形をつくっておいてうまくやれということよりは、スムーズな形をつくってうまくやるという方が、やはり県民利益につながると考えておるわけでございます。

(沼尾委員)

ごめんなさい。その授業の合間のPRというのは、そうすると、それまでは県の職員がやっていたからうまくいったんだということなんですね。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

ではなくて、それまではこの老大有り事業というのは、県から私どもセンターへ委託という形でやっておりました。ですので、実際の事業施主体は当センターだということでございます。したがって、その辺は自分がやっている講座でございますので、賛助会との連携もスムーズにとれていたということではないかと思えます。

それからちなみに先ほど改革基本方針の中で、末端へ行きますと、県の職員が職免を受けてやっているのは不透明だという、当時の委員会の指摘がございましてやったんですが、実際にはこの老大有り事業、運営等をやっておりますのは、老大有り主幹という嘱託員がおりまして、これは当時は当センターの職員、嘱託でございまして、県職員が職免を受けてやっているというのは、一部それは県、地方事務所厚生課の職員が一部手伝ったことはありますけれど、主体ではございませんので、前回のこの委員会のご指摘は、ちょっと事実誤認があるのかなという感じもいたしておりますが、いずれにいたしましても、そういう形で以前はスムーズに行われていたという認識であります。

(沼尾委員)

老人大学主幹の方は今はどこにおられるんですか。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

今はいる場所は同じでございますけれども、今度は身分移管になりまして県の職員、県の行政嘱託員と、こういってございまして。

(小林委員)

今回、見直しということなんですが、結局、要するにこの改革基本方針をつくる前のときの状況に戻るのが一番いいというご主張なわけですか。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

そうです。

(青木委員)

すみません、ちょっと前にお聞きしたかもしれませんが、老人大学というのは、財団の事業としてやるということはいいいわけですね。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

そうしていただくと、大変、他の事業との関連がスムーズに行くという認識です。

(青木委員)

それを財団に聞いてはいけないと思うんですが、何で県の事業として職務専念義務免除をしてやっていたのかというのがよくわからないんですが、どうしてなんですか。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

仕組みを申し上げますと、私どもセンターの支部というものを地方事務所に置いております。実際の具体的な場所は地方事務所の、現在で言いますと福祉課の中にあります。そして当時は、老大主幹になる人が当センターの職員でありまして、そのほかに県の職員になります地方事務所長が当センターの支部長、それから厚生課長が、現在福祉課長ですが、事務局長、それから福祉課の社会係の担当者が主幹という形で、それぞれ私どもから委嘱をしております。ですので、その皆さんが当センターの事務を行う分につきましては、いわゆる職務専念義務の免除という形でやっておるということです。公的な仕組みを言いますと。

(沼尾委員)

それでいくと結構やることがある。あまりやることがないということではないですね。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

老大の運営につきまして言いますと、実際にやっているのはほとんど老大主幹でございます。それで例えば入学式とか卒業式というのがございます。そういうときは、地方事務所長がいわゆる学部長にもなっております、当然出席をしてあいさつをするというようなことはございますけれど、時間的に、ではどれだけその老大の事務にとらわれているかということになりますと、それはほとんど微々たるものだと思いますし、そしてまた職免でやるのは不透明だという議論は、これはその県の事務事業、これはたくさんあるわけでして、決して不透明だと私は思っておりませんが。

県で直営になることによって非常にメリットがあると、県民利益になるということであればこれはわかるんですけども、はっきり申し上げて、県直営になってメリットが一体何があったのか、ということだと思います。それであるとするならば、逆にそういうおかしいという意見が全員でございますので、それは当然、元の形が県民の方にとっても、一番わかりやすくいい方法だということになるのではないかと考えております。

(沼尾委員)

その理屈はわかりました。

(青木委員)

支部の地方事務所長さんを財団の支部長さんにしなければいけないというのは、何かあるんですか。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

やはりもともとの元気高齢施策というのは、いわゆる要介護高齢者施策に並びまして、高齢者施策の大きな柱だと思うんですね。予算額というのは非常に微々たるものです。ですけれども、その効果というのは、先ほど私申し上げたように、なかなか1足す1を2というわけにはいきませんが、非常に大きなものがあるということで、大変大事な事業だと思います。

そういう意味において、やはり県行政の立場からも、市町村行政との連携とか、地域のいろいろな関係団体の連携とか、やはり地方事務所長が担っている責務というのは非常に大きいものがありますし、その力というのは大変大きなわけでございまして、やはりこれは一財団の支部という形だけでなく、そういう行政の力というのは一番大きい、そしてまた県の責務であるということからして、やはり地方事務所長が支部長をやっているというのは、適切なしかけではないかと考えております。

(市川部会長)

長寿開発センターがこういう独立という形で作りましたけれども、どちらかというと、市町村は大変多くの老人の施策事業をやっておりますが、高齢者対策事業をたくさんやっております。これはどちらかというと、そういう老人の中で、拝見すると、モデルとか、リーダー養成とかとなっていますね。ただそういうような皆さんを養成して、地域の市町村のいろいろな活動を活発にしていくと、そういうねらいなんではないでしょうか。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

そうですね。例えばいわゆる老人大学に類するものも結構市町村ではやっております。

(市川部会長)

老人大学ということではなくて、ほかの老人施策。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

でありますけれど、なかなかこういう体系的に、自分が活動するのはもちろんですが、地域の活動をリードしていくと、リーダーとなっていく、そういう部分も含めてやっているのは、おそらく県のこの部分だけではないかと考えてはおりますけれども。当然、各市町村かなりそういったことについてもやっておられますし、ご協力いただいておりますけれども、それだけではやはり全体をカバーする仕組みとしては不十分ではないかなと考えております。

(市川部会長)

市町村に入ってしまうと、確かに長寿開発センターというのは見えてこないんですね。私も市で8年やっています、社協があって、社協もまたその中で老人のものをやっていて、市町村の立場からすると、何となく気づかないなという感じが大きいにするんですが。

(長野県長寿社会開発センター 鈴木良知)

逆に言うと、私ども賛助会員の活動もそうですが、地域のしがらみがないところで活動しているという点がいわゆる老人クラブとは違う点で、それが長所でもあるし、しかし逆に言うと、市町村行政をはじめとして、ちょっと地域の方に足がかりがちょっと薄くなったのかなという反省点は考えております。

ですが、やっぱりこれなかなか難しいことではありますけれど、市町村、あるいは地域に足がかりを持ちながらやはりこういった活動をリードしていく、活動をやはり今後については展開していくべきだというふうに考えておまして、この辺がちょっと今までの活動の中では薄かったかなという感じはしております。

(市川部会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

ご苦労様です。それでは社会福祉事業団の関係をお願いいたします。

(8) (社福)長野県社会福祉事業団

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

私、事業団の常務理事兼水内荘の所長を兼務しております堀込信一と申します。どうぞよろしく申し上げます。では事業団の改革につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに事業団の概要につきましては、資料5の左側に記載されているとおりでございます。右側には本部ほか、それぞれの事業をやっているものをちょっと説明させていただきます。

入所施設は水内荘で、昭和40年から自主運営でやっています。それと西駒郷につきましては、昭和43年からこれは(県からの)一部委託です。生業部という人材派遣が主でやっておりますが、それで平成17年度4月に指定管理者制度に基づいて、全面的に委託を受けてやっております。あと通所につきましては、この5つにつきましては、改革実施プラン以後、私どもが自らつくり上げた施設でございます。それとグループホーム・ケアホームについても、水内荘の方のケアホームが9カ所、西駒郷の関連のグループホーム・ケアホームが14カ所、計23カ所を設置運営させてもらっています。

それと相談支援につきましても、2カ所でそれぞれの相談支援。はじめに長野圏域の方は居宅介護もやっております、上伊那はこの4月から居宅介護事業を展開していると。それと障害者のスポーツ支援につきましては、障害者福祉センター「サンアップル」と、これは平成10年4月から(県から)委託を受けまして、18年、昨年4月指定管理で受けたということで、ここにありますように、黒丸に塗ってありますが、委託が指定管理の運営をしている施設でございます。これが今までの事業団の概要です。

それでは2番目の改革の現状についてご説明いたします。まず事業団は、先ほど申し上げましたように、改革実施プラン後、「長野県社会福祉事業団改革アクションプラン」というものを自らつくりました。それは平成17年から20年の4年間についてどうしていくのかということを考えました。

その第1点として、改革の基本理念としては、事業団の存在意義として「公益を大切にする民間法人」ということ。それはアの中にも書かれていますように、自立支援給付、受託事業収入によって、質の高いサービスを提供していく。それと、イといたしましては、市町村に対しては、当面採算は合わなくても事業を受けてやっていく。できれば地域福祉の担い手として重要な役割を担っていきというのが理念として持っています。

次に実際の改革の内容につきまして、そこに記載されておりますように、まず第1点として、人事管理制度の見直しということで、具体的には にありますように、給与の削減、昨年4月、給与の平均5%を引き下げ、 といたしましては、手当等の大幅な見直しと、管理職職員には特別調整額、一般の生活支援員や作業支援員に対しては調整額、特別勤務手当の廃止、住居手当の持家分の廃止による人件費の削減に努力してまいりました。続いて勤務評価制度。これは全職員を対象に20項目にわたって評価を行い、それをボーナスや昇格に反映していく。実際には平成19年4月から試行を始め、本格的な実施は20年度から実施していきたい。 といたしましては、目標管理制度。これは同じく全職員に業務目標を持っていただいて目標管理を設定し、18年度から導入しております。その結果、勤務評価制度と連動して、ボーナスや昇格に反映させていくというように考えております。

そしてそれをさらに高めるためには、次のページに掲げてありますように、職員の研修で質の向上を図っていくということで、リーダー研修、中堅職員研修や専門研修を行って人材育成に努めています。続きましてイに、事業団の長期構想というのを考えています。これは平成19年から24年度の6年間です。先ほどのアクションプランにあります、情勢が非常に変動しまして、後ほどまた説明いたしますが、障害者の自立支援等の問題があって、新たにこのシミュレーションをつくり直さないと事業団の運営がやっていけないということで、今、検討中で、この19年7月には策定いたしまして、ぜひ実施していく方向で考えております。ウとエにつきましては、先ほど前段で説明したように、この間努力してきました事業の見直し、そして新規事業の導入という形が記載されていますので、(説明は)省かせていただきます。

続いて課題でございます。課題につきましても、(1)、(2)、(3)については関連していますからまとめて説明させていただきます。1番はやはり平成18年4月から、障害者自立支援法によりまして日割り計算だとか、いわゆる給付費の減額とかということが起きております。その影響で、これは私どもの施設だけではないんですが、大きな打撃を受けている。それと今の自立支援法については、国会等でも言われておりますように、3年間の中でまた見直しをされていくということで、不透明な状況になっているということでございます。続きまして(4)でございます。今、大きな事業として一番取り組んでいるのが、長野県西駒郷の基本構想に基づく地域移行を進めている状況でございます。ここにも記載されておりますように、平成16年度の当初は406人いたしましたが、平成19年度には231名、43.1%の入所利用者を減らしてきております。それぞれの地域へ出て、グループホームや家庭復帰、就職というような状況です。それに対して職員の状況ですが、当初16年度は198名、今現在は168名、実際は15.1%の減なんですが、これも下の方に記載されていま

すように、広大な敷地のために居住棟が4棟、並びに訓練棟、作業棟が6棟ありまして、なかなか棟ごとのローテーションの組み合わせが難しいということ、また入所者が重度の方が多いため、利用者の安全管理や健康管理に職員の手がどうしてもかかってしまうということでございます。さらには、また以下に書いてあるんですが、19年11月から利用が開始される新居住棟が設置されます。そのために個室というようなことがあったりして職員を必要とする、構造的には非常に手がかかるということで、今後の職員数が大幅な減員は見込めないというのも一つの要因にもなっています。それとこの間の、やっぱり県立西駒郷の果たしてきた役割は社会的な問題行動があるとか、触法行為と言いますか、それをこの間やっぱり西駒郷が、セーフティネットという役割の中で担ってきているということが特徴的かなと思っています。それと地域移行につきましても順調には進んできているんですが、とりわけ18年度については、目標値より20名ほど地域移行ができなかったということもあわせて報告させていただきたいと思います。5番目でございますが、先ほども申し上げましたように、一部、私ども人材派遣の事業団職員だったのが、平成17年から指定管理者ということもありまして、西駒郷の県職員については16年度には76名、今現在は17名という数なんですが、この辺についても利用者並びに保護者の方たちの、やっぱり県職員が一気にいなくなってしまうという不安の聲が寄せられているということで、後ほどでまた触れたいと思うんですが、そういう点も考慮させていただきたいということでございます。

では最後になりましたが、私ども事業団が、今ぜひお願いしたいということです。今ちょうど改革の真只中であるため、経営の安定化を構築するまでは、結論といたしましては、(人的・財政的支援の)継続あるいは延期をしていただきたいというのが一つの願いです。その第1点は、ここにもありますように、先ほどから申していますように、生業部の支援のみをしてきたために、人的配置ももうしばらく、ここにありますように、22年度ぐらいまでは継続をお願いしたいということでございます。それと(2)でございますが、西駒郷の運営について、地域移行の進捗状況や支援制度の見直しなどから将来の見通しが立てにくいというような点で、当初、「財政的関与については、20年度から指定管理料は特別な経費のみに限定する」と書いてあるわけなんですけど、条件が整うまでは延期をしていただけたらというのが、私どもが今、お願いする内容でございます。

私の方からは以上でございます。引き続き、今日は組合の方からもちょっと見えていますので、お時間をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(長野県社会福祉事業団 小池忠昭)

職員を代表しまして、支援員の小池忠昭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、理事の方からございましたけれども、職員がなぜこんなに異動して苦労しているかと申しますと、西駒郷の中に、我々事業団が部署をやっていたところは授産部門のみであったわけで、ほかの更生部門や重度の方々のところには、我々は一人として行っていなかったんです。今回、県の職員さんたちが大挙して異動されてしまったので、我々プロパーがその部署に入ってやるということですので、全く新しい施設に異動して、なおかつリーダー的な仕事もこなし、新しい職員さんたちと一緒に、教えながら、なおかつ自分たちも教わりながらやるということで、非常に職員の職務が多岐にわたって、なおかつ責任を持ちながらやらなければいけないということで、非常に疲弊をしてきております。

あまりにも急激な職員の異動のため、職員が結局分散化してしまったので、どこの部署もプロ

パーが減ってしまったという状況がありまして、まず利用者が減ったにもかかわらず、やっぱり精神的に障害が重い方、事例が重い方がいらっちゃって、そういう方々が今、残ってきているものですから、職員が非常に精神的に障害者たちを支援しなければいけないということで、職員の精神的疲労が非常に大きいと悲劇を生みます。この人たちも後には地域移行をさせていかなければいけませんけれど、どうやってこの人たちを支援しながら地域へ出すのかと、言われたら出していけるのかというのを非常に今、考えながらどうやって触法行為を抑えながら、なおかつ地域へ行かせなければいけないのかというのが非常に最大課題として取り組んでいる状況です。

ですので、非常に多岐にわたりながら、なおかつ外に向け、中にも目を向け仕事をやっているという状況ですので、ぜひ県の方の支援の方をお願いしたいということが我々の考えであります。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

(市川部会長)

よろしいですか、では委員さんの方からどうぞ。

(岡村委員)

大変経営努力をされておられていることに、敬意を表したいと思います。そこで2つほどお伺いしたいんですけども、前回、県から示されたこの検証シートによりますと、17年度ベースで当期収支差額が1億9,100万円ほど、これは黒字ということですよ。逆に県の補助金が2億3,000万円ほど出ていますから、この補助金がなければ、丸々赤字になってしまうということなんでしょうか。

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

そうです。

(岡村委員)

それから県内で、この障害を持った方の支援のあり方は、どこまで公的扶助で踏み込めばいいのかというのが非常に難しいところがあると思うんですが、県内に同様の施設というのがあるんでしょうか。それで、もしあるとすれば、そこにやはり県の方から人的とか、財政的な助成がやはりなされているんでしょうか。

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

それはないです。知的障害の更生施設で言えば西駒郷で、児童が信濃学園で県立です。これ以外は全部民間施設でやっております。規模が大体30名から、大きくて80名ぐらいです。それでコロニーというのは、長野県を含めまして全国で22カ所です、22都道府県です。それが、今、地域移行という形でコロニーの解体というのが叫ばれているんですが、長野県が一番進んでいるのではないかと自負しているわけですが。

私ども、先ほどちょっと落としましたが、この西駒郷の基本構想については、私ども事業団としても誇りに思っただけで推進したいということですので、その辺の猶予というのを、今、お願いするところだと思うんです。

(岡村委員)

そうすると、規模的に小さくても民間の施設がいくつかあって、そのような施設では自立でやっている。こちら(西駒郷)については県からの支援があるというご説明ですね。

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

そうです。

(小林委員)

すみません、ちょっと重なるかもしれないんですが。結局、今回のご主張の内容は、改革基本方針は基本的にはその方向はいいと。ただしスケジュールは少し性急過ぎるので、ということですね。

そうすると、1の方はもう具体的に年数が入っています。それから2の方も、条件が整うまでということですがけれども、ここにも、基本的には外部に対して発表するときは、僕は具体的に年数が入った方がいいと思うんですがけれども、今後、基本的にこの大きなスケジュールの中では可能ということによろしいんですか。

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

今、言ったように、私ども一番は、県と相談して本体の西駒郷の進捗状況がやっぱり大分違ってくるんじゃないかと。ただ西駒郷の基本構想というのは、24年までということなんですね。それまでの間というのは、私どもとしては、その目標値のままでいけばそれでいいと思うんですが、それを、ではここで事業団が「いいですよ」というわけにはいかないんです。だからあくまでも県と相談の上にそういう機会に何とか、数字が載ってしまいますとやっぱり一人歩きしますので、その辺については県の社会部の障害福祉課と相談の上に決めていきたいというふうに考えております。

(小林委員)

それか、今、言った前提か条件はきちっとついて、その前提の上ですのならこうですよということが言えるということですか。

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

はい。

(小林委員)

わかりました。ありがとうございました。

(市川部会長)

県の考えることをちょっとお話ししますけれども。これからの全体的な将来計画に関連するんですが、これ県の条件にもよりますけれども、今あくまで委託ですよ。条件次第ではもう直営にしてしまうと、事業団では直営でいいと。その辺の考え方は事業団はいかがですか。

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

いいと思います。ただそれには条件が整いさえすれば、私どもはできれば直営でやらせていただければ逆にありがたいかなと。それは条件をつけていただければと。

(市川部会長)

わかりました。いくつか直営でやっていらっしゃって・・・

(長野県社会福祉事業団 堀込信一)

やって、この間、頑張ってきましたので。

(市川部会長)

県がこういうものをやらないで、「そちらへ全部譲り渡すからどうぞ」ということもあり得ないことではないですね、そこは条件ですけれども、むしろ私はその方がすっきりしていていいような気がするんですけれども、年限はかかるとしても。

ほかはありますか。はい、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

このあとちょっと打ち合わせをやりたいので、5分ほど休憩を。

(休憩)

(9) 今後の審議の進め方について

(市川部会長)

再開してよろしいですか。これでそれぞれの機関、また直接の団体からヒアリングが終了いたしましたので、これから私どもの部会としてどうとりまとめていくかという具体的な作業に入っていかなければならないと思います。

これからどうしましょうかということをご相談申し上げておきたいと思うんですが、実は内々にご相談をいただいています、それから小林委員もいろいろ考えてくださいました。まとめる方向、そのたたき台の話をちょっと、本当に概略ですけれども、これを案にして、委員さん、みんなでたたき台にして、その方向がよければそれで作業に入っていきたいと、こんな思いでございます。

小林委員、ちょっとこれご説明いただけますか。

(小林委員)

私も今回、ちょっと最初から何回かご説明いただいたんですが、どうもすっきりしない。行政の中身のことをあまりよく知らないということもあるかと思うんですが。一つの理由は、いろいろな理由がどうも混在しているような気がするんですね。それがまたそのお話の、いろいろな説明がまたあって、どうも私、すっきりとしないので。いろいろご説明を聞いているうちに、まず変更の理由がいろいろあると思うんです。ちょっと私なりにちょっとこんなものがあるのではないかと。これをまず明確にさせていただくと、我々としてはわかりやすいのではないかと思います。

変更の理由の類型として、まず「後発事象の発生あり」と、「後発事象の発生なし」というふうにしました。この後発事象というのは、3点、注のところに書いてあるんですが、平成16年6月10日の改革基本方針、公表された日です。結局それからあと新しい事象が起きたから云々というご説明のところもあれば、どうも聞いていますと、新しいものが起きてはいないんだけど、どうもその前からの問題だというのがどうもあるようなので、これは混在しているので我々わかりにくいんだと思うんです。

それでちょっと分けてみたんですが、「後発事象の発生あり」。要するに16年6月10日以降に新しい事実が発生したからという主張の中では、まず一つ考えられると思われるのが、政策変更があったんだと、政権が変わったということもあって政策変更があったというのが一つあるような気がするんですね。それから(口)として、「基本方針の実施遂行が困難な事象の発生、顕在化」。いいと思ってやっていったんだけど、いろいろやっていくうちにいろいろな、これは無理だということがわかってきたというようなことですね。だから見直ししなければならないというのがあると。それから、一応、「その他」。これは想定できないのでつくただけです。

それから「後発事象の発生なし」の方なんですが、どうもお聞きしていると、一つ、この改革基本方針での検討がやっぱり不十分だったのではないかと、または誤解に基づく結論なのではないかと、だからやっぱりここで見直しをすべきではないんですかというようなこともあったような気がします。それからちょっと思いつかないんですが、「その他」と。そんなことで、ちょっとこのぐらいの類型があるのかなと。

そうすると、各外郭団体の主張をご自分でそれぞれ判断をしていただいて、どれなのかと、まず。それによって我々も検証の仕方とか、いろいろと違ってくると思うんですね。そういう意味でまず何に基づいて言っているんですかということ、これをまず明確にさせていただく。それについていろいろ検討していくということをしていったらどうかなと思います。当然これ複数があると思います。例えば 型と、どうもお聞きすれば 型もあるかもしれませんね。新しくも出てきたし、前からのものがそもそも間違っているというのもあったような気もします。

この主張の裏づけを、私はちょっと観点とすれば、経済性と有効性というんですか、質にかかわることだと思うんですが。それからほかにちょっと切り口があるかもしれませんが、そういうごとに、それぞれの理由をやっぱり出していただいて、このまま、できれば短期、中期でどうなのか、などの観点から、できるだけ具体的にご説明をしていただきたいと思います。どうも抽象的な話があると、どうも我々は実感にない。だから、例えば定量化できるものはできるだけ定量化していただくというようなことを思ったんですけれども。そういうふうにして整理していただくと、非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに思いました。一応、ちょっとたたき台ということでご提案をさせていただきます。

(市川部会長)

この経緯を申し上げていただいてありがとうございました。これで委員の皆さんのご意見等をいただければなと思うんですが。

具体的にこれが決まっていきますと、これに基づいて事務局でこういう整理票をつくっていただきまして、それによってそれぞれのところでたたき台をつくっていただいて、それで私どもはそれを見ながら、それを足したり引いたりしていくと。それが、前文は別として中身があるなど、

固まってくるのではないかと、こんなふうに考えております。

(岡村委員)

一応、大ざっぱにでも分けてみないと、整理がつかないですね。

(市川部会長)

これが諮問を受けたときに、時間が経ってもう一度検証してくれと、こう言われているので、これは一つのそういう、要は整合性がとれているのかなと、なるほどなと思うんですけども。

(岡村委員)

そうやって定量していくと、定量というか、レベルの問題にもなっていきますよね。

(小林委員)

だから今日のご説明の中にも、県の方に移った方が高いとか、安いとかとおっしゃっていますが、それだけ言われても僕たちはわかりません。ではそれをもっと具体的に言っていたかないと。それで追っていくと中立的かなという話になってしまったりとか、そうすると、やっぱりそれはきちんと裏づけがないと、その上で判断しないとまずいんじゃないかと思うんです。

(岡村委員)

県と外郭団体を親会社と子会社で考えたとき、子会社だけ潰して親会社に戻したとき、本当の財布はどうなのということですね、厳密に考えたら。

ただ外郭団体をなくせばいいということではなくて、県の方では何にもまだ決まっていないという話も。そうするとレベルに戻っていく。

(市川部会長)

それは沼尾先生が最初の部会のおっしゃったんですが、やっぱり政策の補完ですね、外郭団体は大きく見て。だから本当のことは、本当に県に判断してもらいたいですね。

(沼尾委員)

数字がひとり歩きしちゃうとまずいから、考えるわけですから、しょうがないですね。

(市川部会長)

それに対しての我々の第三者から見た場合、県のこれからの外郭団体の考え方に対してどうでしょうということに対して意見を申し上げられるので、うちが主体性を持ってないなんていうことは、それはできないのでございますので。

この判断基準に基づいて県の方で整理をしてつくっていただくと。それで我々は第三者の視点の中で最後に取りまとめるという方向がいいような、これで作業をしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

今日とは言いませんけれども、この整理票のつくり方については、事務局と私の方でちょっと

一任をさせていただきたいと思えますけれども、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(出席者委員一同)
結構です。

(市川部会長)
それでは、それで作業をして、その次をやるのはいつごろですか、次回。

3 閉会

(事務局)
それでは次回の予定ですが、6月21日の木曜日に開催させていただければというふうに思っております。

ちょっとちなみに、実は県では6月1日から中部圏の各県と共同で、サマーエコスタイルキャンペーンということに取り組んでおりまして、ノーネクタイということに取り組んでございます。当部会でも6月以降からそんなスタイルでやっていきたいというふうに思っておりますので、委員さんもよろしくお願いたします。

(市川部会長)
以上でよろしいですか、今日はどうも長時間ありがとうございました、ご苦労様でした。